

「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」の改訂案
【公立大学法人】

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
第2章 <u>公立大学法人</u> に適用される会計基準及び注解	第1章 <u>地方独立行政法人（公営企業型を除く。）</u> に適用される会計基準及び注解	（対応箇所なし） ※国立大学法人会計基準は章立てなし	（対応箇所なし） ※国立大学法人会計基準は章立てなし
第1節 一般原則 ＜注2＞ 明瞭性の原則について 1 <u>住民の需要に応じた教育研究を実施するために創設された公立大学法人</u> においては、その <u>教育研究</u> のために負託された経済資源に関する会計情報を負託主体である住民を始めとする利害関係者に対し報告する責任を負っている。 <u>2</u> 住民その他の利害関係者に分かりやすい形で適切に情報開示するため、 <u>公立大学法人</u> の財務諸表は明瞭に表示されなければならない。	第1節 一般原則 ＜注2＞ 明瞭性の原則について <u>公共的な性格を有する地方独立行政法人</u> においては、その <u>行政サービスの提供</u> のために負託された経済資源に関する会計情報を負託主体である住民を始めとする利害関係者に対し報告する責任を負っている <u>ことから</u> 、住民その他の利害関係者に分かりやすい形で適切に情報開示する <u>ことが求められる</u> ため、 <u>地方独立行政法人</u> の財務諸表は明瞭に表示されなければならない。	第1章 一般原則 ＜注2＞ 明瞭性の原則について 1 国民の需要に応じた教育研究を実施するために創設された国立大学法人等は、その教育研究のために負託された経済資源に関する会計情報を負託主体である国民を始めとする利害関係者に対し報告する責任を負っている。 2 国民その他の利害関係者にわかりやすい形で適切に情報開示するため、国立大学法人等の財務諸表は明瞭に表示されなければならない。	（同左）
＜注3＞重要性の原則について 1 公共的な性格を有する <u>公立大学法人</u> の会計は、 <u>公立大学法人に適用される会計基準</u> に定めるところに従った会計処理及び表示が求められるものである。 2 ただし、 <u>公立大学法人</u> の会計が目的とするところは、 <u>公立大学法人</u> の財政状態及び運営状況を明らかにし、住民その他の利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあることから、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。 <u>一方で</u> 、公立大学法人は、 <u>多数の法人が同種の業務を行うため、当該法人間における会計情報の比較可能性の確保を要請されること</u> から、一定の事項については <u>個々に判断するのではなく統一的な取扱いをする必要がある</u> ことに留意する必要がある。 3 （略）	＜注3＞重要性の原則について 1 公共的な性格を有する <u>地方独立行政法人</u> の会計は、 <u>地方独立行政法人会計基準</u> に定めるところに従った会計処理及び表示が求められるものである。 2 ただし、 <u>地方独立行政法人</u> の会計が目的とするところは、 <u>地方独立行政法人</u> の財政状態及び運営状況を明らかにし、住民その他の利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあることから、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。 <u>なお</u> 、公立大学法人は、法人間における会計情報の比較可能性の確保 <u>の要請</u> から、一定の事項については統一的な取扱いをする必要があることに留意する必要がある。 3 （略）	＜注3＞ 重要性の原則について 1 公共的な性格を有する国立大学法人等の会計は、国立大学法人会計基準に定めるところに従った会計処理及び表示が求められるものである。 2 ただし、国立大学法人等の会計が目的とするところは、国立大学法人等の財政状態及び運営状況を明らかにし、国民その他の利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあることから、重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで合理的な範囲で他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。 一方で、国立大学法人等は、多数の法人が同種の業務を行うため、当該法人間における会計情報の比較可能性の確保を強く要請されることから、一定の事項については個々に判断するのではなく統一的な取扱いをする必要があることに留意する必要がある。 3 （略）	（同左）
＜注5＞ 継続性の原則について	＜注5＞ 継続性の原則について	＜注5＞ 継続性の原則について	（同左）

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
1 <u>公立大学法人</u> はその公共的な性格から適切に情報開示を行わなければならない、 <u>さらに、多数の法人が同種の業務を行うため、当該法人間における会計情報の比較可能性の確保を要請されることから、</u> その会計処理の原則及び手続に関する選択性は原則として排除される。 2～4 （略）	1 <u>地方独立行政法人</u> はその公共的な性格から適切に情報開示を行わなければならない、その会計処理の原則及び手続に関する選択性は原則として排除される。 <u>特に公立大学法人については、法人間における会計情報の比較可能性の確保が要請される。</u> 2～4 （略）	1 国立大学法人等は、その公共的な性格から適切に情報開示を行わなければならない、さらに、多数の法人が同種の業務を行うため、当該法人間における会計情報の比較可能性の確保を強く要請されることから、その会計処理の原則及び手続に関する選択性は原則として排除される。 2～4 （略）	
第2節 概念 ＜注7＞繰延資産について 1 （略） 2 債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。	第2節 概念 ＜注7＞繰延資産について 1 （略） 2 <u>公立大学法人</u> の債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。	第2章 概念 ＜注7＞繰延資産について 1 （略） 2 債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。	（同左）
＜注8＞流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について 1～4 （略） 5 製品、半製品、原材料、仕掛品、医薬品、診療材料等の棚卸資産（以下同じ。ただし、基準第49及び第53においては、医薬品及び診療材料を除く。）は、流動資産に属するものとし、 <u>公立大学法人</u> がその業務目的を達成するために所有し、かつ、その加工又は売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。 6 （略）	＜注8＞流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について 1～4 （略） 5 製品、半製品、原材料、仕掛品、医薬品、診療材料等の棚卸資産（以下同じ。ただし、 <u>公立大学法人</u> については、基準第52及び第56においては、医薬品及び診療材料を除く。）は、流動資産に属するものとし、 <u>地方独立行政法人</u> がその業務目的を達成するために所有し、かつ、その加工又は売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。 6 （略）	＜注8＞流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について 1～4 （略） 5 製品、半製品、原材料、仕掛品、医薬品、診療材料等のたな卸資産（以下同じ。但し、基準第49及び第53については、医薬品及び診療材料を除く。）は、流動資産に属するものとし、国立大学法人等がその業務目的を達成するために所有し、かつ、その加工若しくは売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。 6 （略）	（同左）
第10 有形固定資産 次に掲げる資産（ただし、(1)から(9)までに掲げる資産については、 <u>公立大学法人</u> の通常の業務活動の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。 (1)～(4) （略） (5) 工具、器具及び備品。ただし、耐用年数一年以上のものに限る。	第10 有形固定資産 次に掲げる資産（ただし、(1)から(9)までに掲げる資産については、 <u>地方独立行政法人</u> の通常の業務活動の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。 (1)～(4) （略） (5) 船舶及び水上運搬具	第19 有形固定資産 次に掲げる資産（ただし、(1)から(7)までに掲げる資産については、国立大学法人等の通常の業務活動の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとする。 (1)～(4) （略） (5) 工具、器具及び備品。ただし、耐用年数一年以上のものに限る。	（同左）

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
(6) 図書 (7) 美術品・收藏品（標本を含む。以下同じ。） (8) 船舶及び水上運搬具 (9) 車両その他の陸上運搬具 (10) 建設仮勘定（(2)から(5)まで、(8)及び(9)に掲げる資産で通常の業務活動の用に供することを前提として、建設又は製作途中における当該建設又は製作のために支出した金額及び充当した材料をいう。以下同じ。） (11)（略）	(6) 車両その他の陸上運搬具 (7) 工具、器具及び備品。ただし、耐用年数一年以上のものに限る。 (8) 図書 (9) 美術品・收藏品（標本を含む。以下同じ。） (10) 建設仮勘定（(2)から(7)に掲げる資産で通常の業務活動の用に供することを前提として、建設又は製作途中における当該建設又は製作のために支出した金額及び充当した材料をいう。以下同じ。） (11)（略）	(6) 図書 (7) 美術品、收藏品（標本を含む。以下同じ。） (8) 船舶及び水上運搬具 (9) 車両その他の陸上運搬具 (10) 建設仮勘定（(1)から(4)まで、(8)及び(9)に掲げる資産で通常の業務活動の用に供することを前提として、建設又は製作途中における当該建設又は製作のために支出した金額及び充当した材料をいう。以下同じ。） (11) その他	
第12 投資その他の資産 1 （略） 2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。 (1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第96 連結の範囲」及び「第106 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。 (2)・(3) （略） (4) 長期貸付金。ただし、役員、<u>教職員</u>又は関係法人（「第94 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。 (5) 役員又は<u>教職員</u>に対する長期貸付金 (6)～(8) （略） (9) 未収財源措置予定額（「第75 事後に財源措置が行	第12 投資その他の資産 1 （略） 2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。 (1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第111 連結の範囲」及び「第121 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。 (2)・(3) （略） (4) 長期貸付金。ただし、役員、<u>職員（公立大学法人については「教職員」とする。以下同じ。）</u>又は関係法人（「第109 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。 (5) 役員又は<u>職員</u>に対する長期貸付金 (6)～(8) （略） (9) 未収財源措置予定額（「第82 事後に財源措置が行	第12 投資その他の資産 1 （略） 2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。 (1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第96 連結の範囲」及び「第106 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。）有価証券を除く。 (2)・(3) （略） (4) 引当特定資産（「第81 引当特定資産の会計処理」により計上される減価償却引当特定資産及び国立大学法人等償償還引当特定資産をいう。以下同じ。） (5) 長期貸付金。ただし、関係法人（「第94 連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。）に対する長期貸付金（以下「関係法人長期貸付金」という。）を除く。 (6)～(8) （略） (9) 未収財源措置予定額（「第75 事後に財源措置が	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。) (4) 契約資産(顧客との契約に基づく<u>教育研究等のサービス等の提供</u>の対価として当該顧客から支払を受ける権利のうち、受取手形及び未収金以外のものをいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。) (5) 有価証券で、「第30 有価証券の評価基準及び評価方法」において定める売買目的有価証券及び一年以内に満期の到来するもの (6) 商品 (7)～(9) (略) (10) 仕掛品 (11) <u>医薬品</u> (12) <u>診療材料</u> (13)～(16) (略) (削除)	る権利(当該顧客に対する法的な請求権を有するものに限る。以下「顧客との契約から生じた債権」という。)その他の<u>地方独立行政法人</u>の通常の業務活動に基づいて発生した手形債権をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。) (4) 未収金(顧客との契約から生じた債権その他の<u>地方独立行政法人</u>の通常の業務活動に基づいて発生した未収金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。) (5) 契約資産(顧客との契約に基づく<u>サービスの提供等</u>の対価として当該顧客から支払を受ける権利のうち、受取手形及び未収金以外のものをいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。) (6)～(8) (略) (9) 仕掛品<u>及び半成工事</u> (10) 商品 (新設) (新設) (11)～(14) (略) (15) <u>賞与引当金見返</u>(「第89 <u>賞与引当金に係る会計処理</u>」により計上される<u>賞与引当金見返</u>をいう。以下同	(4) 契約資産(顧客との契約に基づく教育研究等のサービス等の提供の対価として当該顧客から支払を受ける権利のうち、未収入金及び受取手形以外のものをいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。) (5) 有価証券で、「第30 有価証券の評価基準及び評価方法」において定める売買目的有価証券及び一年以内に満期の到来するもの (6) 一年以内償還予定国立大学法人等償還引当特定資産 (7) 商品 (8)～(10) (略) (11) 仕掛品 (12) 医薬品 (13) 診療材料 (14)～(17) (略)	

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
(17) (略)	<u>じ。)</u> (公立大学法人を除く。)	(18) (略)	
第15 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注8) (削除)	第15 固定負債 <u>1</u> 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注8) <u>(1) 資産見返負債(中期計画又は事業計画(申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第87条の12第1項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。以下同じ。)(以下「中期計画等」という。))の想定範囲内で、運営費交付金により、又は国若しくは地方公共団体等からの補助金等により補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図に従い若しくは地方独立行政法人があらかじめ特定した使途に従い償却資産を取得した場合(これらに関し、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。))に計上される負債をいう。(公立大学法人を除く。))</u>	第15 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。(注8)	(同左)
(1) (略) (2) 長期繰延補助金等(補助金等(国若しくは地方公共団体から交付された補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金(運営費交付金及び施設費を除く。))をいい、これらを財源として国又は地方公共団体以外の者から交付されるものを含む。以下同じ。))によりその交付の目的に従い償却資産を取得した場合(長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。))に計上される負債をいう。 <u>以下同じ。)</u> (3) (略)	(2) (略) (3) 長期繰延補助金等(補助金等(国若しくは地方公共団体から交付された補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金(運営費交付金及び施設費を除く。))をいい、これらを財源として国又は地方公共団体以外の者から交付されるものを含む。以下同じ。))によりその交付の目的に従い償却資産を取得した場合(長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。))に計上される負債をいう。 <u>(公立大学法人に限る。)</u> (4) (略)	(1) 長期繰延補助金等(補助金等(国若しくは地方公共団体から交付された補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金(運営費交付金及び施設費を除く。))をいい、これらを財源として国又は地方公共団体以外の者から交付されるものを含む。以下同じ。))によりその交付の目的に従い償却資産を取得した場合(長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払った場合を含む。))に計上される負債をいう。 (2) (略)	

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
<u>(4) 前受受託研究費(受託研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)</u>で一年以内に使用されないと認められるもの <u>(5) 前受共同研究費(共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)</u>で一年以内に使用されないと認められるもの <u>(6) 前受受託事業費等(受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)</u>で一年以内に使用されないと認められるもの <u>(7)</u> (略) <u>(8) 公立大学法人債(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)</u>第79条の3の規定により発行する債券をいう。以下同じ。)で一年以内に償還されないもの <u>(9) 退職給付(公立大学法人の役員及び教職員</u>の退職を事由として支払われる退職一時金をいう。以下同じ。)に係る引当金 <u>(10)～(13)</u> (略) (削除)	(新設) (新設) (新設) (5) (略) (新設) (6) 退職給付(<u>地方独立行政法人</u>の役員及び<u>職員</u>の退職を事由として支払われる退職一時金をいう。以下同じ。)に係る引当金 <u>(7)～(10)</u> (略) <u>2 公立大学法人については、前受受託研究費(受託研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)</u>で一年以内に使用されないと認められるもの、<u>前受共同研究費(共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)</u>で一年以内に使用されないと認められるもの、<u>前受受託事業費等(受託事業費及び共同事業</u>	(3) 前受受託研究費(受託研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの (4) 前受共同研究費(共同研究費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの (5) 前受受託事業費等(受託事業費及び共同事業費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)で一年以内に使用されないと認められるもの (6) 大学改革支援・学位授与機構債務負担金(国立学校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した借入金の償還のための独立行政法人国立大学財務・経営センターへの拋出債務のうち、独立行政法人国立大学財務・経営センターから独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金の償還のための独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への拋出債務をいう。以下同じ。) (7) 長期借入金 (8) 国立大学法人等債(国立大学法人法第33条の規定により発行する債券をいう。以下同じ。)で一年以内に償還されないもの (9) 退職給付(国立大学法人等の役員及び教職員の退職を事由として支払われる退職一時金、退職年金をいう。以下同じ。)に係る引当金 (10)～(13) その他	

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	<u>費を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)</u> <u>で一年以内に使用されないと認められるもの及び公立</u> <u>大学法人債(法第79条の3の規定により発行する債券を</u> <u>いう。以下同じ。)</u> <u>で一年以内に償還されないものは、</u> <u>固定負債に属するものとする。</u>		
第16 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注8) (1) (略) (削除) (削除) <u>(2) 授業料債務(当該年度に係る授業料及び前受金に係る授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。)</u> (3) (略) (4) 預り補助金等。ただし、 <u>科学研究費助成事業等預り金(科学研究費助成事業等の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金等を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)</u> に係るもの及び一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注10) (5) (略) <u>(6) 前受受託研究費(固定負債に属するものを除く。)</u> <u>(7) 前受共同研究費(固定負債に属するものを除く。)</u> <u>(8) 前受受託事業費等(固定負債に属するものを除く。)</u>	第16 流動負債 <u>1</u> 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注8) (1) (略) <u>(2) 預り手数料(申請等関係事務処理法人における申請等関係事務に関する手数料をいう。以下同じ。)</u> <u>(3) 預り手当財源等(申請等関係事務処理法人における児童手当財源等の預り分をいう。以下同じ。)</u> (新設) (4) (略) (5) 預り補助金等 <u>(公立大学法人については科学研究費助成事業等預り金に係るものを除く。)</u> 。ただし、一年以内に使用されないと認められるものを除く。(注10) (6) (略) (新設) (新設) (新設)	第16 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注8) (1) (略) (2) 授業料債務(当該年度に係る授業料及び前受金に係る授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。) (3) (略) (4) 預り補助金等。ただし、科学研究費助成事業等預り金(科学研究費助成事業等の当該国立大学法人等以外を補助対象とする補助金等を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。)及び固定負債に属するものを除く。 (5) (略) (6) 前受受託研究費。ただし、固定負債に属するものを除く。 (7) 前受共同研究費。ただし、固定負債に属するものを除く。 (8) 前受受託事業費等。ただし、固定負債に属するものを除く。 (9) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務(「第93 国際卓越研究大学固有の会計処理」により計上される国際卓越研究大学研究等体制強化助成債務をい	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
(9) 短期借入金 <u>(10) 公立大学法人債（固定負債に属するものを除く。）</u> (11) 未払金（<u>公立大学法人</u>の通常の業務活動に基づいて発生した未払金をいう。以下同じ。） (12) 契約負債（顧客との契約に基づく<u>教育研究等のサービス等の提供</u>の義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであって、かつ、いまだ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。以下同じ。） (13) <u>公立大学法人</u>の通常の業務活動に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの (14) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの（注9） (15) 未払消費税等 (16) 前受金（<u>年度開始前に受領した当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。）</u> <u>(17) 科学研究費助成事業等預り金</u> <u>(18) 預り金（預り施設費、預り補助金等及び科学研究費助成事業等預り金を除く。以下同じ。）</u> (20) 賞与に係る引当金及びその他の引当金（資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。） (21) ・ (22) （略） (削除)	(7) 短期借入金 (新設) (8) 未払金（<u>地方独立行政法人</u>の通常の業務活動に基づいて発生した未払金をいう。以下同じ。） (9) 契約負債（顧客との契約に基づく<u>サービスの提供等</u>の義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであって、かつ、いまだ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。以下同じ。） (10) <u>地方独立行政法人</u>の通常の業務活動に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの (11) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの（注9） (12) 未払消費税等 (13) 前受金 (新設) (新設) (15) 賞与に係る引当金及びその他の引当金（資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。） (16) ・ (17) （略） <u>2 公立大学法人については、授業料債務（当該年度に係る授業料及び前受金に係る授業料相当額を振り替えたものをいう。以下同じ。）</u>、<u>前受受託研究費（固定負債</u>	う。以下同じ。） (10) 前受金（年度開始前に受領した当該年度に係る授業料等をいう。以下同じ。） (11) 科学研究費助成事業等預り金 (12) 預り金（(3)、(4) 及び(11) を除く。以下同じ。） (13) 短期借入金 (14) 一年以内償還予定国立大学法人等債 (15) 未払金（国立大学法人等の通常の業務活動に基づいて発生した未払金をいう。以下同じ。） (16) 契約負債（顧客との契約に基づく教育研究等のサービスの提供の義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであって、かつ、いまだ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。以下同じ。） (17) 前受収益で一年以内に収益となるべきもの (18) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの (19) 未払消費税等 (20) 引当金（資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。） (21) ・ (22) （略）	

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	<u>に属するものを除く。）、前受共同研究費（固定負債に属するものを除く。）、前受受託事業費等（固定負債に属するものを除く。）、科学研究費助成事業等預り金（科学研究費助成事業等の当該公立大学法人以外を補助対象とする補助金等を受領した場合に計上される負債をいう。以下同じ。）、預り金（預り施設費、預り補助金等及び科学研究費助成事業等預り金を除く。以下同じ。）及び公立大学法人債（固定負債に属するものを除く。）は、流動負債に属するものとする。</u>		
第17 引当金 1 （略） 2 中期計画又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。 3 （略）	第17 引当金 1 （略） 2 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、中期計画等又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる前項の引当金に見合う将来の収入については、引当金見返を計上する。</u> <u>公立大学法人においては、中期計画若しくは事業計画</u> 又は年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。 3 （略）	第17 引当金 1 （略） 2 法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金を計上しない。 3 （略）	（同左）
第18 純資産の定義 1 （略） 2 純資産は、資本金、資本剰余金、 <u>利益剰余金及び評価・換算差額等</u> に分類される。	第18 純資産の定義 1 （略） 2 純資産は、資本金、資本剰余金 <u>及び利益剰余金</u> に分類される。	第18 純資産の定義 1 （略） 2 純資産は、資本金、資本剰余金、利益剰余金及び評価・換算差額等に分類される。	（同左）
<注12> 資本剰余金を計上する場合について 1 （略） 2 具体的には、以下のような場合が想定される。 （1）・（2）（略） （3）中期計画に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得した場合 （4）中期計画の想定範囲内で、運営費交付金により非償却資産を取得した場合	<注12> 資本剰余金を計上する場合について 1 （略） 2 具体的には、以下のような場合が想定される。 （1）・（2）（略） （3）中期計画 <u>等</u> に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得した場合 （4）中期計画 <u>等</u> の想定範囲内で、運営費交付金により非償却資産を取得した場合	<注11> 資本剰余金を計上する場合について 1 （略） 2 具体的には、以下のような場合が想定される。 （1）・（2）（略） （3）中期計画に定める「剰余金の使途」として固定資産を取得した場合 （4）中期計画の想定範囲内で、運営費交付金により非償却資産を取得した場合	（同左）

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
(5) 中期計画の想定範囲内で、授業料債務により非償却資産を取得した場合 (6) 中期計画の想定範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い、又は<u>公立大学法人</u>があらかじめ特定した用途に従い、非償却資産を取得した場合 (削除)	(5) <u>公立大学法人について</u>、中期計画の想定範囲内で、授業料債務により非償却資産を取得した場合 (6) 中期計画<u>等</u>の想定範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い又は<u>地方独立行政法人</u>があらかじめ特定した用途に従い、非償却資産を取得した場合 <u>3 なお、前項(2)、(4)及び(6)の場合において償却資産を取得した場合には、相当額を資産見返負債として計上する。(公立大学法人を除く。)</u>	(5) 中期計画の想定範囲内で、授業料債務により非償却資産を取得した場合 (6) 中期計画の想定範囲内で、寄附金により、寄附者の意図に従い、又は国立大学法人等があらかじめ特定した用途に従い、非償却資産を取得した場合 (7) 国際卓越研究大学研究等体制強化助成により、非償却資産を取得した場合	
(削除)	<u>第20 行政コストの定義(公立大学法人を除く。)</u> <u>1 地方独立行政法人の行政コストとは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、地方独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。(注11) (注13)</u> <u>2 行政コストは、費用及びその他行政コストに分類される。(注14)</u> <u><注13> 行政コストの性格について</u> <u>地方独立行政法人の行政コストは、地方独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有する。</u> <u><注14> その他行政コストについて</u> <u>1 その他行政コストとは、行政コストに含まれるものであって、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に相当するものであるが、地方独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減</u>	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	<u>少する取引には相当しないものをいう。</u> <u>2 その他行政コストに含まれる取引は、以下のとおり。</u> <u>(1) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」</u> <u>を行うこととされた償却資産の減価償却相当額</u> <u>(2) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」</u> <u>を行うこととされた償却資産及び非償却資産につい</u> <u>て、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準</u> <u>の規定により、地方独立行政法人が中期計画等又は年</u> <u>度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず</u> <u>生じた減損額</u> <u>(3) 「第92 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会</u> <u>計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償</u> <u>却相当額及び利息費用相当額</u> <u>(4) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」</u> <u>を行うこととされた有形固定資産及び無形固定資産</u> <u>を除く承継資産（法の権利義務承継の根拠規定に基づ</u> <u>く資産をいう。以下同じ。）に係る費用相当額</u> <u>(5) 地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少す</u> <u>る取引に関連する、「第87 特定の資産に係る費用相</u> <u>当額の会計処理」を行うこととされた償却資産及び非</u> <u>償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産</u> <u>又は負債の増減額（又は両者の組合せ）</u> <u>(6) 「第98 出資等に係る不要財産の出資等団体への納</u> <u>付に伴う譲渡取引に係る会計処理」を行うことによる</u> <u>資本剰余金の減額又は増額</u> <u>3 その他行政コストに含まれない取引の例は、以下のと</u> <u>おり。</u> <u>(1) 法第42条の2の規定に基づく不要財産に係る出資</u> <u>等団体への納付により生じる会計上の財産的基礎が</u> <u>減少する取引（前項(6)を除く。）</u> <u>(2) 中期目標又は年度目標（申請等関係事務処理法人が</u> <u>関係市町村申請等関係事務を行う場合は、年度目標</u>		

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	<u>又は関係市町村年度目標（以下「中期目標等」という。）期間の終了に伴う法第40条第1項に基づく積立金（以下「積立金」という。）の設立団体等への納付に伴う地方独立行政法人外部への資金流出を伴う積立金の減少取引</u> <u>4 なお、費用は、行政コストに含まれるものであるが、地方独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金の算定にも含まれることから、その他行政コストと費用とを明瞭に区別しなければならない。</u>		
第20 費用の定義 <u>公立大学法人</u>の費用とは、<u>教育研究の実施</u>、財貨の引渡又は生産その他の<u>公立大学法人</u>の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、<u>公立大学法人</u>の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。（注13） ＜注13＞ 公立大学法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として公立大学法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。 (1)・(2) （略） (3) 「第78 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、<u>公立大学法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準</u>の規定により、公立大学法人が中期計画又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額 (4)・(5) （略）	第21 費用の定義 <u>地方独立行政法人</u>の費用とは、<u>サービスの提供</u>、財貨の引渡又は生産その他の<u>地方独立行政法人</u>の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、<u>地方独立行政法人</u>の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。（注15） ＜注15＞ 公立大学法人の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として公立大学法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。 (1)・(2) （略） (3) 「第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、<u>固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準</u>の規定により、公立大学法人が中期計画又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額 (4)・(5) （略）	第20 費用の定義 国立大学法人等の費用とは、教育研究の実施、財貨の引渡又は生産その他の国立大学法人等の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、国立大学法人等の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。（注13） ＜注13＞ 国立大学法人等の費用の定義から除かれる事例について 資本取引として国立大学法人等の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。 (1)・(2) （略） (3) 「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、別添の規定により、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額 (4)・(5) （略）	(同左)
第21 収益の定義 <u>公立大学法人</u>の収益とは、<u>教育研究の実施</u>、財貨の引渡又は生産その他の<u>公立大学法人</u>の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、<u>公立大学</u>	第22 収益の定義 <u>地方独立行政法人</u>の収益とは、<u>サービスの提供</u>、財貨の引渡又は生産その他の<u>地方独立行政法人</u>の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであ	第21 収益の定義 国立大学法人等の収益とは、教育研究の実施、財貨の引渡又は生産その他の国立大学法人等の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであ	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
<u>法人</u> の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。（注14）	り、 <u>地方独立行政法人</u> の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。（注16）	り、国立大学法人等の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。（注14）	
第22 利益の定義 <u>公立大学法人</u> の利益とは、費用と収益との差額に、費用に対応する積立金（ <u>法第40条第1項に基づくものをいう。以下同じ。</u> ）の取崩額を加えたものをいう。（注15） （注16）	第23 利益の定義 <u>地方独立行政法人</u> の利益とは、費用と収益との差額に、費用に対応する積立金の取崩額を加えたものをいう。（注17）（注18）	第22 利益の定義 国立大学法人等の利益とは、費用と収益との差額から、「第92 大学運営基金の会計処理」により大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れた額を除き、費用に対応する積立金及び大学運営基金の取崩額を加えたものをいう。	（同左）
第3節 認識及び測定 第28 リースの会計処理 <u>1 リースとは、対象となる原資産（リースの対象となる資産で、貸手によって借手に当該資産を使用する権利が移転されているものをいう。以下同じ。）を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部をいう。公立大学法人は、契約の締結時に当該契約がリースを含むか否かを判断する。（注20）</u> <u>2 公立大学法人が借手となるリースにおいては、リース開始日にリース負債を計上する。また、当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により使用権資産を計上する。</u> <u>3 リース負債の計上額を算定するに当たっては、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法による。当該利息相当額については、リース期間にわたり、原則として利息法により配分する。</u> <u>4 公立大学法人が貸手となる</u> リースについては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リース <u>とに分類し</u> 、ファイナンス・リースについては、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を <u>行う</u> 。オペレーティング・リ	第3節 認識及び測定 第29 リース <u>取引</u> の会計処理 （新設） （新設） （新設） リース <u>取引</u> については、ファイナンス・リース <u>取引</u> とオペレーティング・リース <u>取引の二種類に分け</u> 、ファイナンス・リース <u>取引</u> については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を <u>行い、かつ、一定の期間の経過</u>	第3章 認識及び測定 第28 リースの会計処理 <u>1 リースとは、対象となる原資産（リースの対象となる資産で、貸手によって借手に当該資産を使用する権利が移転されているものをいう。）を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部をいう。国立大学法人等は、契約の締結時に当該契約がリースを含むか否かを判断する。（注18）</u> <u>2 国立大学法人等が借手となるリースにおいては、リース開始日にリース負債を計上する。また、当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により使用権資産を計上する。</u> <u>3 リース負債の計上額を算定するに当たっては、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法による。当該利息相当額については、リース期間にわたり、原則として利息法により配分する。</u> <u>4 国立大学法人等が貸手となる</u> リースについては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リース <u>とに分類し</u> 、ファイナンス・リースについては、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を <u>行う</u> 。オペレー	第28 リース <u>資産</u> の会計処理 （新設） （新設） （新設） リース <u>取引に係る会計基準</u> については、 <u>リース取引を</u> ファイナンス・リース <u>取引</u> とオペレーティング・リース <u>取引の二種類に分け</u> 、ファイナンス・リース <u>取引</u> については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
ースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を <u>行う</u> 。(注21)	<u>を業務の進行とみなして運営費交付金等債務を収益化する場合を除き、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。</u> オペレーティング・リース <u>取引</u> については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を <u>行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。</u> (注 24) <u>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料</u> <u>(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</u>	ティング・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を <u>行う</u> 。(注19)	処理を <u>行い</u> 、オペレーティング・リース <u>取引</u> については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を <u>行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。</u> (注18) <u>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料</u> <u>(2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</u>
<u><注20> 無償又は減額された使用料による貸借取引について</u> <u>公立大学法人が無償で貸し付ける又は借り受ける資産は対価が存在しないことから、リースには該当しない。減額された使用料で貸し付ける又は借り受ける資産は、通常の取引と同様に、契約がリースを含むか否かを判断しなければならない。</u>	(新設)	<u><注18> 無償又は減額された使用料による貸借取引について</u> <u>国立大学法人等が無償で貸し付ける又は借り受ける資産は対価が存在しないことから、リースには該当しない。減額された使用料で貸し付ける又は借り受ける資産は、通常の取引と同様に、契約がリースを含むか否かを判断しなければならない。</u>	(新設)
<u><注21> ファイナンス・リースとオペレーティング・リースについて</u> ファイナンス・リースとは、 <u>契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が、原資産からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。</u> オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。	<u><注 24> リース取引</u> について ファイナンス・リース <u>取引</u> とは、 <u>リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）</u> からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該 <u>リース物件</u> の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース <u>取引</u> をいう。オペレーティング・リース <u>取引</u> とは、ファイナンス・リース <u>取引</u> 以外のリース <u>取引</u> をいう。	<u><注19> ファイナンス・リースとオペレーティング・リースについて</u> ファイナンス・リースとは、 <u>契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が、原資産（「第28 リースの会計処理」に規定する原資産をいう。以下同じ。）</u> からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該 <u>原資産</u> の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。	<u><注18> リース取引</u> について ファイナンス・リース <u>取引</u> とは、 <u>リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引</u> で、借手が、 <u>当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）</u> からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該 <u>リース物件</u> の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース <u>取引</u> をいう。オペレーティング・リース <u>取引</u> とは、ファイナンス・リース <u>取引</u> 以外のリース <u>取引</u> をいう。

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
第29 棚卸資産の評価基準及び評価方法 1 製品、半製品、原材料、仕掛品、<u>医薬品、診療材料</u>等の棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに原則として移動平均法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。(注22) 2・3 (略) <注 22> 棚卸資産の貸借対照表価額について 棚卸資産の貸借対照表価額の算定のための方法である移動平均法とは、単価の異なる仕入れが行われる毎に、当該仕入直前の残高(金額)と当該仕入額との合計額を、残高数量と当該仕入数量の合計数量で割って平均原価を求め、これを順次、その後の払出単価とする方法である。	第 30 棚卸資産の評価基準及び評価方法 1 製品、半製品、原材料、仕掛品、<u>商品</u>等の棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに<u>個別法、先入先出法、平均原価法等のうちあらかじめ定めた方法(公立大学法人については原則として移動平均法)</u>を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。(注 23) 2・3 (略) <注 23> 棚卸資産の貸借対照表価額について <u>公立大学法人について適用する</u>棚卸資産の貸借対照表価額の算定のための方法である移動平均法とは、単価の異なる仕入れが行われる毎に、当該仕入直前の残高(金額)と当該仕入額との合計額を、残高数量と当該仕入数量の合計数量で割って平均原価を求め、これを順次、その後の払出単価とする方法である。	第29 たな卸資産の評価方法 1 たな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに原則として移動平均法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。(注20) 2・3 (略) <注20> たな卸資産の貸借対照表価額について たな卸資産の貸借対照表価額の算定のための方法である移動平均法とは、単価の異なる仕入れが行われる毎に、当該仕入直前の残高(金額)と当該仕入額との合計額を、残高数量と当該仕入数量の合計数量で割って平均原価を求め、これを順次、その後の払出単価とする方法である。	(同左)
第30 有価証券の評価基準及び評価方法 1 (略) 2 有価証券は、<u>公立大学法人</u>が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 関係会社株式 関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、「第79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。	第 31 有価証券の評価基準及び評価方法 1 (略) 2 有価証券は、<u>地方独立行政法人</u>が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 関係会社株式 関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、「第 88 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、<u>当該算定額をもって貸借対照表価額とし、</u>評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首	第30 有価証券の評価基準及び評価方法 1 (略) 2 有価証券は、国立大学法人等が保有する目的により、次のように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 関係会社株式 関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額が取得原価よりも下落した場合には、当該算定額をもって貸借対照表価額とし、「第 79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、評価差額は当期の費用として処理するとともに、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
(4) その他の関係会社有価証券 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券は投資事業有限責任組合の財産の持分相当額をもって貸借対照表価額とし、投資事業有限責任組合の業務の執行により獲得した損益の持分相当額は、「第 79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、当期の損益として計上する。ただし、有限責任の特約がある場合にはその範囲内で損益を認識する。 投資事業有限責任組合が、その他有価証券の評価差額を計上している場合には、その持分相当額を純資産の部にその他有価証券の評価差額として計上し、他の剰余金と区分しなければならない。 (5) その他有価証券 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注23）	に取得原価に洗い替えなければならない。 (4) その他の関係会社有価証券（<u>公立大学法人に限る。</u>） 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券は投資事業有限責任組合の財産の持分相当額をもって貸借対照表価額とし、投資事業有限責任組合の業務の執行により獲得した損益の持分相当額は、「第 88 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、当期の損益として計上する。ただし、有限責任の特約がある場合にはその範囲内で損益を認識する。 投資事業有限責任組合が、その他有価証券の評価差額を計上している場合には、その持分相当額を純資産の部にその他有価証券の評価差額として計上し、他の剰余金と区分しなければならない。 (5) その他有価証券 売買目的有価証券<u>並びに</u>満期保有目的の債券<u>並びに</u>関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。（注 24）	(4) その他の関係会社有価証券 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券は投資事業有限責任組合の財産の持分相当額をもって貸借対照表価額とし、投資事業有限責任組合の業務の執行により獲得した損益の持分相当額は、「第 79 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券を除き、当期の損益として計上する。ただし、有限責任の特約がある場合にはその範囲内で損益を認識する。 投資事業有限責任組合が、その他有価証券の評価差額を計上している場合には、その持分相当額を純資産の部にその他有価証券の評価差額として計上し、他の剰余金と区分しなければならない。 (5) その他有価証券 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、関係会社株式及びその他の関係会社有価証券以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価（新株予約権については、取得原価又は本源的価値（「第 80 特定の新株予約権の会計処理」において定める本源的価値をいう。以下同じ。））をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない（「第 76 寄附金の会計処理」により、寄附金債務として負債に計上する場合及び「第 92 大学運営基金の会計処理」により大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れる場合を除	

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
3 (略)	3 (略)	く。)(注 21)(注 64)(注 76) 3 (略)	
＜注26＞ 満期保有目的の債券の保有目的の変更について 満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。 (1) 満期保有目的の債券を購入した <u>中期目標又は年度目標（以下「中期目標等」という。）期間</u> 後の中期目標等期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした計画が策定されている場合であって、当該計画に従って売却した場合 (2)・(3) (略)	＜注27＞ 満期保有目的の債券の保有目的の変更について 満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。 (1) 満期保有目的の債券を購入した <u>中期目標等</u> 後の中期目標等期間において、中期計画 <u>等</u> 上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした計画が策定されている場合であって、当該計画に従って売却した場合 (2)・(3) (略)	＜注 24＞満期保有目的の債券の保有目的の変更について 満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合は、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。 (1) 満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした事業計画が策定されている場合であって、当該事業計画に従って売却した場合 (2) (略)	(同左)
第32 債務保証の会計処理 1 (略) 2 保証債務損失引当金の額は、主たる債務者の財政状態、担保価値の評価、 <u>プロジェクトの損益の見込、他の保証人の負担能力</u> 等を総合的に判断して見積もらなければならない。 3 決算日における債務保証の総額は、 <u>注記</u> しなければならない。また、保証債務の明細、増減 <u>及び保証料収益</u> との関係並びに保証債務損失引当金の増減を附属明細書において明らかにしなければならない。	第 33 債務保証の会計処理 1 (略) 2 保証債務損失引当金の額は、主たる債務者の財政状態、担保価値の評価等を総合的に判断して見積もらなければならない。 3 決算日における債務保証の総額は注記しなければならない。また、保証債務の明細、増減との関係並びに保証債務損失引当金の増減を附属明細書において明らかにしなければならない。	第32 債務保証の会計処理 1 (略) 2 保証債務損失引当金の額は、主たる債務者の財政状態、担保価値の評価、プロジェクトの損益の見込、他の保証人の負担能力等を総合的に判断して見積もらなければならない。 3 決算日における債務保証の総額は、注記しなければならない。また、保証債務の明細、増減及び保証料収益との関係並びに保証債務損失引当金の増減を附属明細書において明らかにしなければならない。	(同左)
(削除)	第 35 原価計算の基準 <u>製造等の業務を行う地方独立行政法人における製品等の製造原価は、適正な原価計算基準に従って算定されなければならない。(注 30)</u> ＜注 30＞原価計算の基準について <u>製造等の業務を行う地方独立行政法人は、製造等の業務の種類、業務の規模等を勘案し、一般に公正妥当と認</u>	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	<u>められた原価計算の基準に従い、合理的な原価計算手続を定めなければならない。</u>		
第 34 退職給付引当金の計上方法 1 (略) 2 退職給付債務は、 <u>公立大学法人</u> の役員及び <u>教職員</u> の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。 (注 29) (注 30) 3・4 (略) 5 <u>教職員</u> 数三百人未満の <u>公立大学法人</u> については、退職給付債務の計算に当たっては、期末要支給額によることができる。	第 36 退職給付引当金の計上方法 1 (略) 2 退職給付債務は、 <u>地方独立行政法人</u> の役員及び <u>職員</u> の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。(注 31) (注 32) 3・4 (略) 5 <u>職員</u> 数三百人未満の <u>地方独立行政法人</u> については、退職給付債務の計算に当たっては、期末要支給額によることができる。	第 34 退職給付引当金の計上方法 1 (略) 2 退職給付債務は、国立大学法人等の役員及び教職員の退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。(注 27) (注 28) 3～7 (略) 8 教職員の数が 3 0 0 人未満の国立大学法人等については、退職給付債務のうち、退職一時金に係る債務については、期末要支給額によることができる。(注29)	(同左)
<注34> 図書の評価方法について 図書(印刷その他の方法により複製した文書若しくは <u>図画</u> 又は電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識できない方法により文字、映像 <u>若しくは</u> 音を記録した物品としての管理が可能なもの。以下同じ。) <u>は公立大学法人にとって、教育研究の基礎となるものであることから、雑誌やパンフレット等教育研究</u> 上一時的な意義しか有さないものを除き、有形固定資産として <u>取得原価</u> をもって貸借対照表価額とする。 なお、図書は個々により使用の実態が大きく異なること及び比較的少額かつ大量にあることから、図書を除却する際に費用として認識することとし、使用期間中における減価償却は行わないこととする。	<注 36> 図書の評価方法について 図書(印刷その他の方法により複製した文書若しくは <u>図画</u> 又は電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識できない方法により文字、映像 <u>又は</u> 音を記録した物品としての管理が可能なもの。以下同じ。) <u>については、雑誌やパンフレット等、業務</u> 上一時的な意義しか有さないものを除き、有形固定資産として <u>取得価額</u> をもって貸借対照表価額とする。 なお、図書は個々により使用の実態が大きく異なること及び比較的少額かつ大量にあることから、図書を除却する際に費用として認識することとし、使用期間中における減価償却は行わないこととする。	<注33> 図書の評価方法について 図書(印刷その他の方法により複製した文書若しくは図画、又は電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識できない方法により文字、映像、音を記録した物品としての管理が可能な物。以下同じ。)は国立大学法人等にとって、教育研究の基礎となるものであることから、雑誌やパンフレット等教育研究上一時的な意義しか有さないものを除き、有形固定資産として取得原価をもって貸借対照表価額とする。 なお、図書は個々により使用の実態が大きく異なること及び比較的少額かつ大量にあることから、図書を除却する際に費用として認識することとし、使用期間中における減価償却は行わないこととする。	(同左)
第 4 節 財務諸表の体系 第38 財務諸表の体系 <u>公立大学法人</u> の財務諸表の体系は、次のとおりである。 (1) (略) (削除) (2)～(6) (略)	第 4 節 財務諸表の体系 第 40 財務諸表の体系 <u>地方独立行政法人</u> の財務諸表の体系は、次のとおりである。 (1) (略) (2) <u>行政コスト計算書(公立大学法人を除く。)</u> (3)～(7) (略)	第 4 章 財務諸表の体系 第38 財務諸表の体系 国立大学法人等の財務諸表の体系は、次のとおりである。 (1) (略) (2)～(6) (略)	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
第39 セグメント情報の開示 (削除) <u>1</u> (略) 2 開示すべき情報は、業務収益、業務損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とする。(注36) (注解56の第 1 項へ移動) <注36>セグメント情報の開示について 1 <u>公立大学法人</u>は、業績評価のための情報提供等による住民、設立団体の長その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。	第 <u>41</u> セグメント情報の開示 <u>1 公立大学法人以外の地方独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、当該法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報とする。</u> <u>2</u> (略) 3 開示すべき情報は、<u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、行政コスト、「第 60 注記事項」の地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト、事業収益、事業損益、総損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とし、公立大学法人においては、業務収益、業務損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報とする。</u> <u>(注 38) (注 39)</u> <u><注 38> 住民等について</u> <u>「住民等」とは、設立団体又は関係市町村（法第 87 条の 12 第 1 項の規定による関係市町村をいう。以下同じ。）(以下「設立団体等」という。)の住民のほか、その他の地方公共団体の住民及び国民をも含むものとする。</u> <注 <u>39</u>>セグメント情報の開示について 1 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人</u>は、業績評価のための情報提供等による住民、設立団体<u>等</u>の長その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、<u>中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</u> <u>公立大学法人においては、同様の観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。</u>	第39 セグメント情報の開示 1 (略) 2 開示すべき情報は、業務収益、業務損益及び当該セグメントに属する総資産額とする。(注35) <注35>セグメント情報の開示について 1 国立大学法人等は、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
2 (略) (削除) 3 セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、定めていくこととする。また、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報について共通に開示することに留意する必要がある。	<u>なお、公立大学法人以外の地方独立行政法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりは、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位であり、具体的には、主要な事業ごとの単位、施設単位、事業部単位、目標に対応したプログラム単位等で設定される。</u> 2 (略) 3 <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、セグメント情報については、中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの情報のほか、施設の機能別セグメント情報、研究分野別セグメント情報など、適切と考えられるセグメント情報を追加で開示することを妨げない。</u> 4 <u>公立大学法人においては、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、例えば、施設の機能別セグメント、研究分野別セグメントなど、定めていくこととする。また、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報について共通に開示することに留意する必要がある。</u>	2 (略) 3 セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考にしつつ、各国立大学法人等において個々に定めていくこととする。ただし、比較可能性の確保の観点から、一定のセグメント情報については、全ての国立大学法人等において共通に開示する必要がある。	
(削除)	<u>第 43 行政コスト計算書の作成目的（公立大学法人を除く。）</u> <u>1 行政コスト計算書は、地方独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する地方独立行政法人の全ての費用とその他行政コストとを記載して行政コストを表示しなければならない。</u> <u>2 行政コスト計算書は、行政コストの状況を表すとともに、フルコスト情報の提供源となる。</u>	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第 5 節 貸借対照表 第48 貸借対照表科目の分類 1～3 (略)	第 5 節 貸借対照表 第 51 貸借対照表科目の分類 1～3 (略)	第 5 章 貸借対照表 第48 貸借対照表科目の分類 1～3 (略)	(対応箇所なし)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
4 純資産は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの、 <u>利益剰余金に属するもの及び評価・換算差額等</u> に属するものに分類しなければならない。	4 純資産は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの、 <u>及び</u> 利益剰余金に属するものに分類しなければならない。	4 純資産は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの及び利益剰余金に属するものに分類しなければならない。	
第 <u>49</u> 資産の表示項目 1 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)～(4) (略) <u>(5)</u> 工具、器具及び備品 <u>(6)</u> 図書 <u>(7)</u> 美術品・收藏品 <u>(8)</u> 船舶（水上運搬具を含む。以下同じ。） <u>(9)</u> 車両その他の陸上運搬具 (10)・(11) (略) 2 (略) 3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) その他の関係会社有価証券 (4) 長期貸付金（役員、 <u>教職員</u> 又は関係法人に対する長期貸付金を除く。） (5) 役員、 <u>教職員</u> 又は関係法人に対する長期貸付金 (6)～(8) (略) <u>(削除)</u> <u>(9)</u> (略) 4 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) (略) <u>(2)</u> 未収金	第 <u>52</u> 資産の表示項目 1 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)～(4) (略) <u>(5)</u> 船舶（水上運搬具を含む。以下同じ。） <u>(6)</u> 車両その他の陸上運搬具 <u>(7)</u> 工具、器具及び備品 <u>(8)</u> 図書 <u>(公立大学法人に限る。)</u> <u>(9)</u> 美術品・收藏品 (10)・(11) (略) 2 (略) 3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) その他の関係会社有価証券 <u>(公立大学法人に限る。)</u> (4) 長期貸付金（役員、 <u>職員</u> 又は関係法人に対する長期貸付金を除く。） (5) 役員、 <u>職員</u> 又は関係法人に対する長期貸付金 (6)～(8) (略) <u>(9) 退職給付引当金見返（公立大学法人を除く。)</u> <u>(10)</u> (略) 4 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) (略) <u>(2)</u> 有価証券	第49 資産の表示項目 1 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 工具、器具及び備品 (6) 図書 (7) 美術品・收藏品 (8) 船舶（水上運搬具を含む。以下同じ。） (9) 車両その他の陸上運搬具 (10)・(11) (略) 2 (略) 3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) その他の関係会社有価証券 (4)・(5) (略) (6) 長期貸付金（関係法人長期貸付金を除く。） (7) 関係法人長期貸付金 (8)～(10) (略) (9) (略) 4 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) (略) (2) 未収入金	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
(3) (略) (4) 契約資産 (5) 有価証券 (6) 棚卸資産（「第13 流動資産」(6)から(10)まで及び(13)に掲げる資産をいう。以下同じ。） (7) 医薬品及び診療材料 (8)～(10) (略) (削除) (11) (略)	(3) (略) (4) 未収金 (5) 契約資産 (6) 棚卸資産（「第 13 流動資産」(6)から(11)までに掲げる資産をいう。以下同じ。） (7) 医薬品及び診療材料 (公立大学法人に限る。) (8)～(10) (略) (11)賞与引当金見返 (公立大学法人を除く。) (12) (略)	(3) (略) (4) 契約資産 (5) 有価証券 (6) (略) (7) 棚卸資産（「第13 流動資産」(7)から(11)まで及び(14)に掲げる資産をいう。） (8) 医薬品及び診療材料 (9)～(11) (略) (12) (略)	
<注38> 減価償却累計額について 減価償却累計額には、各年度の損益計算書に計上された減価償却費の累計額だけでなく、資本剰余金の控除項目として計上された減価償却相当額の累計額が含まれる。	<注 41> 減価償却累計額について 減価償却累計額には、各年度の損益計算書に計上された減価償却費の累計額だけでなく、各年度の行政コスト計算書に計上された (公立大学法人においては、資本剰余金の控除項目として計上された) 減価償却相当額の累計額が含まれる。	<注37> 減価償却累計額について 減価償却累計額には、各年度の損益計算書に計上された減価償却費の累計額だけでなく、資本剰余金の控除項目として計上された減価償却相当額の累計額が含まれる。	(同左)
第51 負債の表示項目 1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (削除) (1) (略) (2) 長期繰延補助金等 (3) (略) (4) 長期前受受託研究費 (5) 長期前受共同研究費 (6) 長期前受受託事業費等 (7) (略) (8) 公立大学法人債 (9)～(12) (略) 2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しな	第 54 負債の表示項目 1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) 資産見返負債 (公立大学法人を除く。) (2) (略) (3) 長期繰延補助金等 (公立大学法人に限る。) (4) (略) (5) 長期前受受託研究費 (公立大学法人に限る。) (6) 長期前受共同研究費 (公立大学法人に限る。) (7) 長期前受受託事業費等 (公立大学法人に限る。) (8) (略) (9) 公立大学法人債 (公立大学法人に限る。) (10)～(13) (略) 2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示し	第51 負債の表示項目 1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1) 長期繰延補助金等 (2) (略) (3) 長期前受受託研究費 (4) 長期前受共同研究費 (5) 長期前受受託事業費等 (6)・(7) (略) (8) 国立大学法人等債 (9)～(12) (略) 2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しな	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
なければならない。 (1) (略) (2) 授業料債務 (削除) (削除) (3)～(5) (略) (6) 前受受託研究費 (7) 前受共同研究費 (8) 前受受託事業費等 (9)・(10) (略) (11) 一年以内償還予定公立大学法人債 (12) (略) (13) 契約負債 (14)・(15) (略) (16) 前受金 (17) 科学研究費助成事業等預り金 (18) 預り金 (19) 前受収益 (20)～(22) (略)	なければならない。 (1) (略) (2) 授業料債務 (公立大学法人に限る。) (3) 預り手数料 (申請等関係事務処理法人に限る。) (4) 預り手当財源等 (申請等関係事務処理法人に限る。) (5)～(7) (略) (8) 前受受託研究費 (公立大学法人に限る。) (9) 前受共同研究費 (公立大学法人に限る。) (10) 前受受託事業費等 (公立大学法人に限る。) (11)・(12) (略) (13) 一年以内償還予定公立大学法人債 (公立大学法人に限る。) (14) (略) (15)・(16) (略) (17) 契約負債 (18) 前受金 (19) 科学研究費助成事業等預り金 (公立大学法人に限る。) (20) 預り金 (21) 前受収益 (22)～(24) (略)	なければならない。 (1) (略) (2) 授業料債務 (3)～(5) (略) (6) 前受受託研究費 (7) 前受共同研究費 (8) 前受受託事業費等 (9) (略) (10) 前受金 (11) 預り金 (12)・(13) (略) (14) 一年以内償還予定国立大学法人等債 (15) (略) (16) 契約負債 (17) 前受収益 (18)・(19) (略) (20)～(22) (略)	
第52 純資産の表示項目 1 (略) 2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第78 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額の累計額又は減損損失相当額の累計額、「第79 特定の有価証券	第 55 純資産の表示項目 1 (略) 2 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、資本剰余金について、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第 20 行政コストの定義 (公立大学法人を除く。)」におけるその他行政コストに含まれる取引の累計額を、	第52 純資産の表示項目 1 (略) 2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額の累計額又は減損損失相当額の累計額、「第79 特定の有価証券の	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
の会計処理」を行うこととされた有価証券の有価証券損益相当額の累計額（確定）又は有価証券損益相当額の累計額（その他）<u>並びに</u>「第83 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額の累計額、<u>利息費用相当額の累計額及び除売却差額相当額の累計額</u>を、それぞれ減価償却相当累計額又は減損損失相当累計額、有価証券損益相当累計額（確定）又は有価証券損益相当累計額（その他）<u>並びに</u>利息費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として加算又は控除して表示しなければならない。 3 （略） <u>（第 2 項に移動）</u> <u>4</u> （略）	<u>それぞれ減価償却相当累計額、減損損失相当累計額、利息費用相当累計額、承継資産に係る費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として控除して表示しなければならない。</u> 3 （略） <u>4 公立大学法人においては、資本剰余金について</u>資本剰余金の総額を表示するとともに、「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額の累計額又は減損損失相当額の累計額<u>又は減損損失相当額の累計額</u>、「第 88 特定の有価証券の会計処理」を行うこととされた有価証券の有価証券損益相当額の累計額（確定）又は有価証券損益相当額の累計額（その他）<u>及び</u>「第 92 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額の累計額<u>及び</u>利息費用相当額の累計額を、それぞれ減価償却相当累計額又は減損損失相当累計額、有価証券損益相当累計額（確定）又は有価証券損益相当累計額（その他）<u>利息費用相当累計額及び除売却差額相当累計額</u>として加算又は控除して表示しなければならない。 <u>5</u> （略）	会計処理」を行うこととされた有価証券の有価証券損益相当額の累計額（確定）又は有価証券損益相当額の累計額（その他）及び「第86 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額の累計額、利息費用相当額の累計額及び除売却差額相当額の累計額を、それぞれ減価償却相当累計額又は減損損失相当累計額、有価証券損益相当累計額（確定）又は有価証券損益相当累計額（その他）、利息費用相当累計額及び除売却差額相当累計額として加算又は控除して表示しなければならない。（注38） 3 （略） 4 （略）	（同左）
第53 貸借対照表の様式 <u>（削除）</u>	第 56 貸借対照表の様式 <u>1</u> 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。 <u>貸借対照表</u> <u>（〇〇年 3 月 31 日）</u>	第53 貸借対照表の様式	

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	<u>資産の部</u> <u>I 固定資産</u> <u>1 有形固定資産</u> <u>土地</u> × × × <u>減損損失累計額</u> × × × × × × <u>建物</u> × × × <u>減価償却累計額</u> × × × <u>減損損失累計額</u> × × × × × × <u>構築物</u> × × × <u>減価償却累計額</u> × × × <u>減損損失累計額</u> × × × × × × <u>機械装置</u> × × × <u>減価償却累計額</u> × × × <u>減損損失累計額</u> × × × × × × <u>船舶</u> × × × <u>減価償却累計額</u> × × × <u>減損損失累計額</u> × × × × × × <u>車両運搬具</u> × × × <u>減価償却累計額</u> × × × <u>減損損失累計額</u> × × × × × × <u>工具器具備品</u> × × × <u>減価償却累計額</u> × × × <u>減損損失累計額</u> × × × × × × <u>図書</u> × × × <u>美術品・収蔵品</u> × × × <u>建設仮勘定</u> × × × <u>減損損失累計額</u> × × × × × × <u>・・・</u> × × × <u>有形固定資産合計</u> × × × <u>2 無形固定資産</u> <u>特許権</u> × × ×		

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	借地権 × × × ・ ・ ・ × × × 無形固定資産合計 × × × 3 投資その他の資産 投資有価証券 × × × 関係会社株式 × × × 長期貸付金 × × × 関係法人長期貸付金 × × × 長期前払費用 × × × 未収財源措置予定額 × × × 退職給付引当金見返 × × × ・ ・ ・ × × × 投資その他の資産合計 × × × 固定資産合計 × × × II 流動資産 現金及び預金 × × × 有価証券 × × × 受取手形 × × × 貸倒引当金 × × × × × × 契約資産 × × × 貸倒引当金 × × × × × 棚卸資産 × × × 前渡金 × × × 前払費用 × × × 未収収益 × × × 賞与引当金見返 × × × ・ ・ ・ × × × 流動資産合計 × × × 資産合計 × × ×		

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	<u>負債の部</u> <u>I 固定負債</u> <u>資産見返負債</u> <u>資産見返負債運営費交付金</u> × × × <u>資産見返補助金等</u> × × × <u>資産見返寄附金</u> × × × <u>建設仮勘定見返</u> <u>施設費</u> × × × <u>建設仮勘定見返</u> <u>補助金等</u> × × × × × × <u>長期預り補助金等</u> × × × <u>長期寄附金債務</u> × × × <u>長期借入金</u> × × × <u>引当金</u> <u>退職給付引当金</u> × × × <u>(何) 引当金</u> × × × <u>・ ・ ・</u> × × × × × × <u>資産除去債務</u> × × × <u>長期未払金</u> × × × <u>・ ・ ・</u> × × × <u>固定負債合計</u> × × × <u>II 流動負債</u> <u>運営費交付金債務</u> × × × <u>預り手数料</u> × × × <u>預り手当財源等</u> × × × <u>預り施設費</u> × × × <u>預り補助金等</u> × × × <u>寄附金債務</u> × × × <u>短期借入金</u> × × × <u>一年以内返済予定長期借入金</u> × × × <u>未払金</u> × × ×		

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	<u>未払費用</u> × × × <u>未払消費税等</u> × × × <u>契約負債</u> × × × <u>前受金</u> × × × <u>預り金</u> × × × <u>前受収益</u> × × × <u>引当金</u> <u>賞与引当金</u> × × × <u>(何) 引当金</u> × × × <u>・ ・ ・</u> × × × × × × <u>資産除去債務</u> × × × <u>・ ・ ・</u> × × × <u>流動負債合計</u> × × × <u>負債合計</u> × × × <u>純資産の部</u> <u>I 資本金</u> <u>地方公共団体出資金</u> × × × <u>資本金合計</u> × × × <u>II 資本剰余金</u> <u>資本剰余金</u> × × × <u>その他行政コスト累計額 (－)</u> － × × × <u>減価償却相当累計額 (－)</u> － × × × <u>減損損失相当累計額 (－)</u> － × × × <u>利息費用相当累計額 (－)</u> － × × × <u>承継資産に係る費用</u> <u>相当累計額 (－)</u> － × × × <u>除売却差額相当累計額 (－)</u> － × × × <u>資本剰余金合計</u> × × × <u>III 利益剰余金 (又は繰越欠損金)</u>		

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	前中期目標期間繰越積立金 × × × (何) 積立金 × × × 積立金 × × × 当期末処分利益 × × × (又は当期末処理損失) (うち当期総利益 (又は当期総損失) × × ×) 利益剰余金 (又は繰越欠損金) 合計 × × × IV 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 × × × ・・・ × × × 評価・換算差額等合計 × × × 純資産合計 × × × 負債純資産合計 × × ×		
貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。	2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。	貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。	
貸借対照表 (〇〇年 3 月 31 日) 資産の部 I 固定資産 1 (略) 2 無形固定資産 (略) ソフトウェア × × × (略) 負債の部 I 固定負債 長期繰延補助金等 × × × (略)	貸借対照表 (〇〇年 3 月 31 日) 資産の部 I 固定資産 1 (略) 2 無形固定資産 (略) ソフトウェア × × × (略) 負債の部 I 固定負債 長期繰延補助金等 × × × (略)	貸借対照表 (〇〇年 3 月 31 日) 資産の部 I 固定資産 1 (略) 2 無形固定資産 (略) ソフトウェア × × × (略) 負債の部 I 固定負債 長期繰延補助金等 × × × (略)	
(削除)	第 57 注記事項	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前												
	<u>貸借対照表については、その他行政コスト累計額のうち、地方行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額を注記しなければならない。（公立大学法人を除く。）</u>														
(削除)	<u>第6節 行政コスト計算書（公立大学法人を除く。）</u> <u>第58 表示区分、分類及び表示項目</u> <u>1 行政コスト計算書には、コストの発生原因ごとに、損益計算書上の費用及びその他行政コストに分類して、行政コストを表示しなければならない。</u> <u>2 その他行政コストは、「第20 行政コストの定義（公立大学法人を除く。）」におけるその他行政コストに含まれる取引を、それぞれ減価償却相当額、減損損失相当額、利息費用相当額、承継資産に係る費用相当額及び除売却差額相当額として表示しなければならない。</u> <u>第59 行政コスト計算書の様式</u> <u>行政コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</u> <u>行政コスト計算書</u> <u>（〇〇年4月1日～〇〇年3月31日）</u> <u>I 損益計算書上の費用</u> <table><tr><td><u>（何）業務費</u></td><td><u>×××</u></td></tr><tr><td><u>一般管理費</u></td><td><u>×××</u></td></tr><tr><td><u>財務費用</u></td><td><u>×××</u></td></tr><tr><td><u>雑損</u></td><td><u>×××</u></td></tr><tr><td><u>臨時損失</u></td><td><u>×××</u></td></tr><tr><td><u>損益計算書上の費用合計</u></td><td><u>×××</u></td></tr></table> <u>II その他行政コスト</u>	<u>（何）業務費</u>	<u>×××</u>	<u>一般管理費</u>	<u>×××</u>	<u>財務費用</u>	<u>×××</u>	<u>雑損</u>	<u>×××</u>	<u>臨時損失</u>	<u>×××</u>	<u>損益計算書上の費用合計</u>	<u>×××</u>	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
<u>（何）業務費</u>	<u>×××</u>														
<u>一般管理費</u>	<u>×××</u>														
<u>財務費用</u>	<u>×××</u>														
<u>雑損</u>	<u>×××</u>														
<u>臨時損失</u>	<u>×××</u>														
<u>損益計算書上の費用合計</u>	<u>×××</u>														

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	減価償却相当額 × × × 減損損失相当額 × × × 利息費用相当額 × × × 承継資産に係る費用相当額 × × × 除売却差額相当額 × × × その他行政コスト合計 × × × Ⅲ 行政コスト × × × 第 60 注記事項 1 行政コスト計算書には、地方独立行政法人の業務運営 に関して住民等の負担に帰せられるコストを注記しな ければならない。 2 地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担 に帰せられるコストは、行政コストから自己収入等を控 除し、国又は地方公共団体の資源を利用することから生 ずる機会費用を加算することにより算定される。(注 42) ＜注 42＞ 自己収入等、国又は地方公共団体の資源を利用 することから生ずる機会費用について 1 自己収入等には、運営費交付金及び国又は地方公共団 体からの補助金等に基づく収益以外の収益が含まれる が、次の収益は含まれない。 (1) 特殊法人又は独立行政法人等から交付される補助 金又は助成金等に係る収益のうち、当該交付法人が 国又は地方公共団体から交付された補助金等を財源 とするもの (2) 地方公共団体からの現物出資が、消費税の課税仕入 とみなされることによって生じた還付消費税に係る 収益 (3) 「第 82 事後に財源措置が行われる特定の費用に 係る会計処理」による財源措置予定額収益		

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	<u>2 国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用は、次の項目とする。</u> <u>(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用</u> <u>(2) 地方公共団体出資等から生ずる機会費用</u> <u>(3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引から生ずる機会費用</u> <u>(4) 国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用</u> <u>3 国又は地方公共団体の財産の減額された使用料による貸借とは、貸主である国又は地方公共団体が法令の規定に従い減額して貸し付けている場合の当該貸借であり、また国又は地方公共団体からの有利な条件による融資とは、貸主である国又は地方公共団体が政策的に低利融資を行っている場合の当該融資をいう。</u> <u>4 国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行い、その計算方法を注記する。</u> <u>(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用は、例えば近隣の地代や賃貸料等を参考に計算を行う。</u> <u>(2) 地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第 79 運営費交付金の会計処理」、「第 80 施設費の会計処理」及び「第 81 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、次の額を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとする。</u> <u>ア 「第 87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財</u>		

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	<u>源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び承継資産に係る費用相当累計額</u> <u>イ 減損損失相当累計額（目的積立金を財源として生じた資本剰余金に対応する額を除く。）</u> <u>ウ 除売却差額相当累計額（目的積立金を財源として生じた資本剰余金に対応する額を除く。）</u> <u>(3) 国又は地方公共団体からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用は、当該融資の各事業年度における平均残高に通常の調達利率と実際の融資利率との差の利率を乗じて計算することとする。</u> <u>5 なお、地方独立行政法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストには、設立団体内の企画立案部門の費用等までは含まれないものとし、上記に示した項目に限定する。</u>		
第6節 損益計算書 第57 損益計算書科目の分類及び表示科目 1～4 （略） 5 運営費交付金収益及び当該年度に係る授業料収益は、「第72 運営費交付金等の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。 6・7 （略）	第7節 損益計算書 第64 損益計算書科目の分類及び表示科目 1～4 （略） 5 <u>運営費交付金収益(公立大学法人については運営費交付金収益及び授業料収益)</u> は、「第79 運営費交付金の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。 6・7 （略）	第6章 損益計算書 第57 損益計算書科目の分類及び表示科目 1～4 （略） 5 運営費交付金収益及び当該年度に係る授業料収益は、「第72 運営費交付金等の会計処理」による会計処理を行った結果、当期の収益として認識された額を表示する。 6～8 （略）	(同左)
第58 損益計算書の様式 (削除)	第65 損益計算書の様式 <u>1 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</u> <u>損益計算書</u> <u>(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)</u> <u>経常費用</u> (何) <u>業務費</u>	第58 損益計算書の様式	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	・ ・ ・ × × × 減価償却費 × × × 貸倒引当金繰入 × × × (何) 引当金繰入 × × × ・ ・ ・ × × × × × × 一般管理費 ・ ・ ・ × × × 減価償却費 × × × ・ ・ ・ × × × × × × 財務費用 支払利息 × × × ・ ・ ・ × × × × × × 雑損 × × × 経常費用合計 × × × 経常収益 運営費交付金収益 × × × (何) 手数料収入 × × × (何) 入場料収入 × × × 受託収入 × × × 補助金等収益 × × × 財源措置予定額収益 × × × 寄附金収益 × × × 賞与引当金見返に係る収益 × × × 退職給付引当金引当金見返に係る収益 × × × 財務収益 受取利息 × × × ・ ・ ・ × × × × × × 雑益 × × × 経常収益合計 × × × 経常利益 × × ×		

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
（略）	<u>臨時損失</u> <u>固定資産除却損</u> × × × <u>減損損失</u> × × × <u>・・・</u> × × × × × × <u>臨時利益</u> <u>固定資産売却益</u> × × × <u>（何）引当金戻入益</u> × × × <u>・・・</u> × × × × × × <u>当期純利益</u> × × × <u>目的積立金取崩額</u> × × × <u>当期総利益</u> × × × <u>損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</u> （略）	（略） 損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 （略）	
第7節 純資産変動計算書 ＜注40＞ 純資産変動計算書の表示について 1 （略） 2 貸借対照表の純資産の部における資本剰余金の表示項目は、資本剰余金及び減価償却相当累計額等に区分されるが、そのうち資本剰余金については、その内訳項目を表示し、内訳項目ごとに当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を純資産変動計算書に表示することができる。この場合、附属明細書に含まれる資本剰余金の明細を作成しないことができる。	第8節 純資産変動計算書 ＜注44＞ 純資産変動計算書の表示について 1 （略） 2 貸借対照表の純資産の部における資本剰余金の表示項目は、資本剰余金及びその他行政コスト累計額に区分されるが、そのうち資本剰余金については、その内訳項目を表示し、内訳項目ごとに当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を純資産変動計算書に表示することができる。この場合、附属明細書に含まれる資本剰余金の明細を作成しないことができる。	第7章 純資産変動計算書 ＜注40＞ 純資産変動計算書の表示について 1 （略） 2 貸借対照表の純資産の部における資本剰余金の表示項目は、資本剰余金、減価償却相当累計額等、民間出えん金及び大学運営基金に区分されるが、そのうち資本剰余金については、財源別増減明細として内訳項目ごとに当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を純資産変動計算書の下に表示することができる。	（同左）
第60 純資産変動計算書の様式 （図中、「公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その他行政コスト累計額を表す」の記載を削除）	第67 純資産変動計算書の様式 （図略）	第60 純資産変動計算書の様式 （図略）	（同左）
第8節 キャッシュ・フロー計算書 第61 表示区分 1～4 （略）	第9節 キャッシュ・フロー計算書 第68 表示区分 1～4 （略）	第8章 キャッシュ・フロー計算書 第61 表示区分 1～4 （略）	（同左）

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
5 設立団体納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。 6 利息に係るキャッシュ・フローについては、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。(注45) <注41> キャッシュ・フロー計算書の表示区分について 1 (略) 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、<u>公立大学法人</u>の通常の業務の実施に係る資金の状態を表すため、<u>教育研究等のサービス等の提供</u>による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。 3・4 (略) 5 なお、<u>教育研究等のサービス等の提供</u>による収入等、業務活動に係る債権・債務から生ずるキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。 6～8 (略) (削除)	5 設立団体<u>等</u>納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。 6 <u>受取利息、受取配当及び支払</u>利息に係るキャッシュ・フローは、<u>いずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。ただし、試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人</u>については、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。(注 49) <注 45> キャッシュ・フロー計算書の表示区分について 1 (略) 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、<u>地方独立行政法人</u>の通常の業務の実施に係る資金の状態を表すため、<u>サービスの提供等</u>による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。 3・4 (略) 5 なお、<u>サービスの提供等により取得した手形の割引</u>による収入等、業務活動に係る債権・債務から生ずるキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。 6～8 (略) <u>9 地方独立行政法人が行う出資は、主として政策目的の資金供給として行われるほか、長期借入れによる資金の調達も法人の業務財源として必要性が認められる場合に限られている。また、法第 43 条で余裕金の運用先を安全資産に限る等、本来実施すべき業務以外の資産運用等によって収益を上げることが期待されおらず、これらの活動から生ずる受取利息、受取配当及び支払利息はいずれも法人の業務に起因するものである。このため、</u>	5 国庫納付に係るキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。 6 利息に係るキャッシュ・フローについては、受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。(注45) <注41> キャッシュ・フロー計算書の表示区分について 1 (略) 2 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、国立大学法人等の通常の業務の実施に係る資金の状態を表すため、教育研究等のサービス等の提供による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出等、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。 3・4 (略) 5 なお、教育研究等のサービス等の提供による収入等、業務活動に係る債権・債務から生ずるキャッシュ・フローは、業務活動によるキャッシュ・フローの区分に表示する。 6～8 (略)	

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
<u>9</u> 公立大学法人の場合、外部資金による資産運用等により利息収入等を見込める場合があることから、利息の表示区分としては、損益の算定に含まれる受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。 <注<u>42</u>> 業務活動によるキャッシュ・フローの区分について 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1) (略) (2) 人件費支出 (<u>教職員</u>及び役員に対する報酬の支出) (3)・(4) (略) (5) <u>授業料収入、入学金収入、検定料収入、附属病院収入、受託研究収入、共同研究収入、受託事業等収入など教育研究等のサービス等の提供</u>による収入 (6)～(8) (略) (削除) (削除) (<u>9</u>) 設立団体納付金の支払額 <注<u>43</u>> 投資活動によるキャッシュ・フローの区分につ	<u>損益の算定に含まれる受取利息、受取配当及び支払利息はいずれも業務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する方法に限定する。</u> <u>10</u> <u>9にかかわらず、試験研究地方独立行政法人及び</u>公立大学法人の場合、外部資金による資産運用等により利息収入等を見込める場合があることから、利息の表示区分としては、損益の算定に含まれる受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。 <注 <u>46</u>> 業務活動によるキャッシュ・フローの区分について 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1) (略) (2) 人件費支出 (<u>職員</u>及び役員に対する報酬の支出) (3)・(4) (略) (5) <u>受託収入、手数料収入等サービスの提供等</u>による収入 (<u>(4)、(6)及び(8)に掲げるものを除く。</u>) (6)～(8) (略) <u>(9) 利息及び配当金の受取額 (試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人以外の地方独立行政法人に限る。)</u> <u>(10)利息の支払額 (試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人以外の地方独立行政法人に限る。)</u> (<u>11</u>) 設立団体<u>等</u>納付金の支払額 <注 <u>47</u>> 投資活動によるキャッシュ・フローの区分につ	9 国立大学法人等の場合、外部資金による資産運用等により利息収入等を見込めることから、利息の表示区分は、損益の算定に含まれる受取利息及び受取配当金は投資活動によるキャッシュ・フローの区分に記載し、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローの区分に記載する。 <注42> 業務活動によるキャッシュ・フローの区分について 業務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1) (略) (2) 人件費支出 (教職員及び役員に対する報酬の支出) (3)・(4) (略) (5) 授業料収入、入学金収入、検定料収入、附属病院収入、受託研究収入、共同研究収入、受託事業等収入など教育研究等のサービス等の提供による収入 (6)～(8) (略) (9) (略) (10) 国庫納付金の支払額 <注43> 投資活動によるキャッシュ・フローの区分につ	

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
いて 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(6) (略) (7) 金銭出資による支出 (8) (略) (9) 利息及び配当金の受取額 <注44> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)・(2) (略) (3) 債券の発行による収入 (4) 債券の償還による支出 (5)～(8) (略) (9) 利息の支払額	いて 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(6) (略) (7) 金銭出資による支出 <u>(試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人に限る。)</u> (8) (略) (9) 利息及び配当金の受取額 <u>(試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人に限る。)</u> <注 48> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)・(2) (略) (3) 債券の発行による収入 <u>(公立大学法人に限る。)</u> (4) 債券の償還による支出 <u>(公立大学法人に限る。)</u> (5)～(8) (略) (9) 利息の支払額 <u>(試験研究地方独立行政法人及び公立大学法人に限る。)</u>	いて 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(9) (略) (10) 金銭出資による支出 (11) (略) (12) 利息及び配当金の受取額 2 (略) <注44> 財務活動によるキャッシュ・フローの区分について 財務活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)・(2) (略) (3) 債券の発行による収入 (4) 債券の償還による支出 (5)～(10) (略) (11)利息の支払額	
第63 キャッシュ・フロー計算書の様式 (削除)	第 70 キャッシュ・フロー計算書の様式 <u>1</u> キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 <u>キャッシュ・フロー計算書</u> <u>(〇〇年4月1日～〇〇年3月31日)</u> <u>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</u> <u>原材料、商品又はサービスの購入による支出－×××</u> <u>人件費支出</u> <u>－×××</u> <u>その他の業務支出</u> <u>－×××</u>	第63 キャッシュ・フロー計算書の様式	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	<u>運営費交付金収入</u> × × × <u>受託収入</u> × × × <u>手数料収入</u> × × × <u>.....</u> × × × <u>補助金等収入</u> × × × <u>補助金等の精算による返還金の支出</u> - × × × <u>寄附金収入</u> × × × <u>小計</u> × × × <u>利息及び配当金の受取額</u> × × × <u>利息の支払額</u> - × × × <u>.....</u> × × × <u>設立団体等納付金の支払額</u> - × × × <u>業務活動によるキャッシュ・フロー</u> × × × <u>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</u> <u>有価証券の取得による支出</u> - × × × <u>有価証券の売却による収入</u> × × × <u>有形固定資産の取得による支出</u> - × × × <u>有形固定資産の売却による収入</u> × × × <u>施設費による収入</u> × × × <u>施設費の精算による返還金の支出</u> - × × × <u>資産除去債務の履行による支出</u> - × × × <u>.....</u> × × × <u>投資活動によるキャッシュ・フロー</u> × × × <u>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</u> <u>短期借入れによる収入</u> × × × <u>短期借入金の返済による支出</u> - × × × <u>長期借入れによる収入</u> × × × <u>長期借入金の返済による支出</u> - × × × <u>金銭出資の受入による収入</u> × × × <u>出資等に係る不要財産の出資等団体への納付</u>		

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 (略)	による支出－××× ……………××× 財務活動によるキャッシュ・フロー××× Ⅳ資金に係る換算差額××× Ⅴ資金増加額（又は減少額）××× Ⅵ資金期首残高××× Ⅶ資金期末残高××× 2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。 (略)	キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 (略)	
<注46> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)～(3) (略) (4) リースによる資産の取得 (5)～(7) (略)	<注 50> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)～(3) (略) (4) <u>ファイナンス</u>・リースによる資産の取得 (5)～(7) (略)	<注46> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)・(2) (略) (3) リースによる資産の取得 (4)・(5) (略)	<注45> 重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)・(2) (略) (3) <u>ファイナンス</u>・リースによる資産の取得 (4)・(5) (略)
第9節 利益の処分又は損失の処理に関する書類 第65 表示区分 1 利益の処分に関する書類は、当期末処分利益と利益処分額に分けて表示しなければならない。中期目標の期間の最後の事業年度においては、積立金振替額も加えて表示しなければならない。 2 (略)	第10節 利益の処分又は損失の処理に関する書類 第72 表示区分 1 利益の処分に関する書類は、当期末処分利益と利益処分額に分けて表示しなければならない。中期目標の期間の最後の事業年度<u>(申請等関係事務処理法人は毎事業年度)</u>においては、積立金振替額も加えて表示しなければならない。 2 (略)	第9章 利益の処分又は損失の処理に関する書類 第65 表示区分 1 利益の処分に関する書類は、当期末処分利益と利益処分額に分けて表示しなければならない。中期目標の期間の最後の事業年度においては、積立金振替額も加えて表示しなければならない。 2 (略)	(同左)
第68 法第40条第3項による承認の額 利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考）	第75 法第40条第3項による承認の額 利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考）	第68 準用通則法第44条第3項による承認の額 利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けた額」（承認前にあっては「国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
＜参考＞ 経営努力認定の考え方について 1 （略） 2 前項の額の処分先としては、<u>公立大学法人</u>自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、<u>公立大学法人</u>の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。 3 （略） 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。 （1）運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（<u>注解 56</u>に定める、<u>損益計算書上の</u>費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該<u>公立大学法人</u>の経営努力によるものであること （2）・（3） （略）	＜参考＞ 経営努力認定の考え方について 1 （略） 2 前項<u>1</u>の額の処分先としては、<u>地方独立行政法人</u>自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、<u>地方独立行政法人</u>の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。 3 （略） 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。 （1）運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「<u>第 20 行政コストの定義（公立大学法人を除く。）</u>」に定める、<u>業務</u>費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該<u>地方独立行政法人</u>の経営努力によるものであること （2）・（3） （略）	承認を受けようとする額」）としてその総額を表示しなければならない。（参考） ＜参考＞ 経営努力認定について （略）	
第<u>10</u>節 附属明細書及び注記 第<u>70</u> 附属明細書 <u>公立大学法人</u>は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注<u>47</u>） （1）～（5） （略） （6）公立大学法人債の明細 （7）～（10）（略） （11）目的積立金の取崩しの明細 （12）運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	第<u>11</u>節 附属明細書及び注記 第<u>77</u> 附属明細書 <u>地方独立行政法人</u>は、貸借対照表、<u>行政コスト計算書（公立大学法人を除く。）</u>及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注 <u>51</u>） （1）～（5） （略） （6）公立大学法人債の明細 <u>（公立大学法人に限る。）</u> （7）～（10）（略） （11）目的積立金の取崩しの明細 <u>（公立大学法人に限る。）</u> （12）<u>運営費交付金債務及び当期振替額等の明細（公立大学法人においては運営費交付金債務及び運営費交付金</u>	第10章 附属明細書及び注記 第70 附属明細書 国立大学法人等は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注47） （1）～（9） （略） （10）国立大学法人等債の明細 （11）～（13）（略） （14）目的積立金の取崩しの明細 （15）業務費及び一般管理費の明細 （16）運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	（同左）

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
(13) (略) (14) 役員及び教職員の給与の明細 (15) (略) (16) 業務費及び一般管理費の明細 (17) 寄附金の明細 (18) 受託研究の明細 (19) 共同研究の明細 (20) 受託事業等の明細 (21) (略) (削除) (削除) (22) (略)	収益の明細。<u>る。</u> (13) (略) (14) 役員及び職員員の給与の明細 (15) (略) (16) 業務費及び一般管理費の明細 <u>(公立大学法人に限る。)</u> (17) 寄附金の明細 <u>(公立大学法人に限る。)</u> (18) 受託研究の明細 <u>(公立大学法人に限る。)</u> (19) 共同研究の明細 <u>(公立大学法人に限る。)</u> (20) 受託事業等の明細 <u>(公立大学法人に限る。)</u> (21) (略) <u>(22) 預り手数料の明細 (申請等関係事務処理法人に限る。)</u> <u>(23) 預り手当財源等の明細 (申請等関係事務処理法人に限る。)</u> (24) (略)	(17) (略) (18) 役員及び教職員の給与の明細 (19) (略) (20) 寄附金の明細 (21) 受託研究の明細 (22) 共同研究の明細 (23) 受託事業等の明細 (24) ～(26) (略) (27) (略)	
第71 注記 1 (略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。ただし、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記及び科学研究費助成事業等に関する注記については、損益計算書の次に記載するものとする。<u>その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。</u>(注49) (注50) (注51) (注52) (注53) (注54) (注55) (注56) (注57)	第78 注記 1 (略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。<u>その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。</u>ただし、<u>公立大学法人において</u>、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記及び科学研究費助成事業等に関する注記については、損益計算書の次に記載するものとする。(注53) (注54) (注55) (注56) (注57) (注58) (注59) (注60) (注61)	第71 注記 1 (略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。ただし、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記及び科学研究費助成事業等に関する注記については、損益計算書の次に記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。(注48) (注49) (注50) (注51) (注52) (注53) (注54) (注55) (注56) (注57) (注58) (注59)	(同左)
<注50> 重要な会計方針等の開示について 1 (略) 2 会計方針とは、<u>公立大学法人</u>が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 なお、会計方針の例としては次のようなものがある。	<注54> 重要な会計方針等の開示について 1 (略) 2 会計方針とは、<u>地方独立行政法人</u>が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 なお、会計方針の例としては次のようなものがある。	<注50> 重要な会計方針等の開示について 1 (略) 2 会計方針とは、国立大学法人等が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 なお、会計方針の例としては次のようなものがある。	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
(1)・(2) (略) (3) <u>賞与に係る引当金及び見積額</u> の計上基準 (4) 退職給付に係る <u>引当金及び見積額</u> の計上基準 (5)・(6) (略) (7) リースの計上基準 (8) (略) (9) 債券発行差額の償却基準 (10)・(11) (略) 3・4 (略)	(1)・(2) (略) (3) <u>賞与引当金</u> の計上基準 (4) 退職給付に係る <u>引当金</u> の計上基準 (5)・(6) (略) (新設) (7) (略) (8) 債券発行差額の償却基準 <u>(公立大学法人に限る。)</u> (9)・(10) (略) 3・4 (略)	(1)・(2) (略) (3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準 (4)・(5) (略) (6) (略) (7) 債券発行差額の償却基準 (8)・(9) (略) 3・4 (略)	
<注54> 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記について 当期総利益に、次に掲げる項目を加減した金額を注記するものとする。 (1)～(6) (略) (7) 固定資産の除売却に関連して資本剰余金を増減した除売却差額相当額 <u>(注解65の譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引に係る費用を含む。)</u> (8) (略)	<注58> 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記 <u>(公立大学法人等に限る。)</u> 当期総利益に、次に掲げる項目を加減した金額を注記するものとする。 (1)～(6) (略) (7) 固定資産の除売却に関連して資本剰余金を増減した除売却差額相当額 <u>。<注70>の譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引にかか</u> る費用を含む。 (8) (略)	<注56> 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記について 当期総利益に、次に掲げる項目を加減した金額を注記するものとする。 (1)～(6) (略) (7) 固定資産の除売却に関連して資本剰余金を増減した除売却差額相当額 (<u><注75>の譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引にかか</u> る費用を含む。) (8) (略)	(同左)
<注56> 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記について 1 公立大学法人の業務運営に関して住民等 <u>(設立団体の住民のほか、その他の地方公共団体の住民及び国民をも含むものとする。以下同じ。)</u> の負担に帰せられるコストを注記するものとする。 2 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストは、損益計算書上の費用から運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除し、 <u>注解54</u> に掲げる項目（(8)「第73 施設費の会計処理」により、預り施設費から資本剰余金に振り替えた額を除く。）及び国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することにより算定される。	<注60> 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記 1 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストを注記するものとする。 2 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストは、損益計算書上の費用から運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除し、 <u>「注57 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記」</u> に掲げる項目（(8)「第80 施設費の会計処理」により、預り施設費から資本剰余金に振り替えた額を除く。）及び国又は地方公共団体の資源を利用することから生ずる機会費用を加算することに	<注58> 国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに関する注記について 1 国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストを注記するものとする。 2 国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストは、損益計算書上の費用から運営費交付金、国又は地方公共団体からの補助金等及び国際卓越研究大学研究等体制強化助成に基づく収益以外の収益を控除し、「<注56>資本剰余金を減額したコスト等に関する注記」に掲げる項目（(8)「第73 施設費の会計処理」により、預り施設費から資本剰余金に振り替えた額を除く。）及び国又は地方公共団体の資源を利用するこ	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
3 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの計算において、損益計算上の費用から控除すべき収益は、住民等負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、次のような収益は控除すべき収益には含まれない。 (1)～(3) (略) 4～6 (略)	より算定される。 3 公立大学法人の業務運営に関して、<u>住民</u>等の負担に帰せられるコストの計算において、損益計算上の費用から控除すべき収益は、住民等負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、次のような収益は控除すべき収益には含まれない。 (1)～(3) (略) 4～6 (略)	とから生ずる機会費用を加算することにより算定される。 3 国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの計算において、損益計算上の費用から控除すべき収益は、国民負担に帰せられない自己収入に限られる必要があり、例えば、次のような収益は控除すべき収益には含まれない。 (1)～(3) (略) 4～6 (略)	
<注<u>57</u>> 機会費用計算の注記について 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(3) (略) なお、機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。 (1) (略) (2) 地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金に「第<u>72</u> 運営費交付金等の会計処理」、「第<u>73</u> 施設費の会計処理」及び「第<u>74</u> 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第<u>78</u> 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び減損損失相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減損損失相当累計額を除く。）、「第<u>79</u> 特定の有価証券の会計処理」による有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）（目的積立金を財源として取得した有価証券に係る有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）を除く。）並びに「第<u>83</u> 資産除去債務に係る	<注<u>61</u>> 機会費用計算の注記について 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(3) (略) なお、機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。 (1) (略) (2) 地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金に「第<u>79</u> 運営費交付金等の会計処理」、「第<u>80</u> 施設費の会計処理」及び「第<u>81</u> 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第<u>87</u> 特定の資産に係る費用相当額の会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び減損損失相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減損損失相当累計額を除く。）、「第<u>88</u> 特定の有価証券の会計処理」による有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）（目的積立金を財源として取得した有価証券に係る有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）を除く。）並びに「第<u>92</u> 資産除去債務に係る	<注59> 機会費用計算の注記について 国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記には、次の事項を注記しなければならない。 (1)～(3) (略) なお、機会費用の計算に当たっては、一定の仮定計算を行うものとする。 (1) (略) (2) 政府出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金に「第72 運営費交付金等の会計処理」、「第73 施設費の会計処理」及び「第74 補助金等の会計処理」及び「第93 国際卓越研究大学固有の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による減価償却相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減価償却相当累計額を除く。）及び減損損失相当累計額（目的積立金を財源として取得した償却資産に係る減損損失相当累計額を除く。）及び「第79 特定の有価証券の会計処理」による有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）（目的積立金を財源として取得した有価証券に係る有価証券損益相当累計額（確定）及び有価証券損益相当累計額（その他）を除く。）	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額、 <u>利息費用相当累計額</u> (目的積立金を財源として取得した償却資産の資産除去債務に係る減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を除く。) <u>及び除売却差額相当累計額(目的積立金を財源として取得した資産に係る除売却差額相当累計額を除く。)</u> を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。 (3) (略)	特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額 <u>及び</u> 利息費用相当累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産の資産除去債務に係る減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を除く。)を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。 (3) (略)	及び「第86 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産の資産除去債務に係る減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を除く。)及び除売却差額相当累計額(目的積立金を財源として取得した資産に係る除売却差額相当累計額を除く。)を控除した政府出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。一定利率については、国債の利回り等を参考にしつつ、簡明な数値を用いることとし、その計算方法を注記する。 (3) (略)	
第11節 <u>公立大学法人</u> 固有の会計処理 第72 運営費交付金 <u>等</u> の会計処理 1 <u>公立大学法人</u> が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。 <u>また</u> 、当該年度に係る授業料を受領したときは、相当額を授業料債務として、運営費交付金債務同様に整理するものとする。 (削除) (削除)	第12節 <u>地方独立行政法人</u> 固有の会計処理 第79 運営費交付金の会計処理 1 <u>地方独立行政法人</u> が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。 <u>なお、公立大学法人については</u> 、当該年度に係る授業料を受領したときは、相当額を授業料債務として、運営費交付金債務同様に整理するものとする。 <u>2 運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法(以下「業務達成基準」という。)</u> によって収益化を行うことを原則とする。 <u>「収益化基準の単位としての業務」(以下「収益化単位の業務」という。)</u> とは、 <u>法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とする。</u> <u>なお、法人の総務部門や経理部門等の管理部門の活動は、収益化単位の業務には含めない。</u> <u>3 公立大学法人以外の地方独立行政法人は、収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする必要がある。(注62)</u>	第11章 国立大学法人等固有の会計処理 第72 運営費交付金等の会計処理 1 国立大学法人等が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理するものとする。運営費交付金債務は、流動負債に属するものとする。また、当該年度に係る授業料を受領したときは授業料債務として、運営費交付金債務同様に整理するものとする。	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
<u>2</u> 運営費交付金債務及び授業料債務は、中期目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うものとするが、他の方法により収益化することがより適当であると認められる場合には、当該方法により収益化することができる。 <u>3</u> 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。 <u>4</u> 中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。 <u>5</u> <u>公立大学法人</u>が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金又は授業料に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が運営費交付金又は当該年度に係る授業料により支出されたと合理的に特定できる場合においては、 ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務又は授業料債務から資本剰余金に振り替える。 イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程に	<u>4</u> <u>公立大学法人については</u>、運営費交付金債務及び授業料債務は、中期目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うものとするが、他の方法により収益化することがより適当であると認められる場合には、当該方法により収益化することができる。 <u>5</u> 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。<u>なお、申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えることとする。</u> <u>6</u> 中期目標の期間の最後の事業年度<u>(申請等関係事務処理法人は毎事業年度)</u>の期末処理において精算のために収益に振り替えられた金額については、臨時利益として計上する。 <u>7</u> <u>地方独立行政法人</u>が固定資産等を取得した際、その取得額のうち<u>運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は授業料）</u>に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産等が<u>運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）</u>により支出されたと合理的に特定できる場合においては、 ア 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を<u>運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）</u>から資本剰余金に振り替える。 イ 当該資産が非償却資産であって上記アに該当しないとき又は当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程に	2 運営費交付金債務及び授業料債務は、中期目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うものとする。なお、他の方法により収益化することがより適当であると認められる場合には、当該方法により収益化することができる。 3 運営費交付金債務は、次の中期目標の期間に繰り越すことはできず、中期目標の期間の最後の事業年度の期末処理において、これを全額収益に振り替えなければならない。 4 国立大学法人等が固定資産等を取得した際、その取得額のうち運営費交付金又は授業料に対応する額については、次のように処理するものとする。 (1) 取得固定資産が非償却資産であって、運営費交付金又は当該年度に係る授業料により支出されたと合理的に特定でき、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を運営費交付金債務又は授業料債務から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が非償却資産であって、(1)に該当しないとき又は当該資産が償却資産であるときは、その金額を運営費交付金債務又は授業料債務から収益に振	

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるとき、その金額を運営費交付金債務又は授業料債務から収益に振り替える。 (2) 取得固定資産等が運営費交付金又は当該年度に係る授業料により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を運営費交付金債務又は授業料債務から収益に振り替える。（注58） (削除)	において販売するために保有するものを除く。以下、この項において同じ。）であるとき、<u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その金額を運営費交付金債務から別の負債項目である資産見返運営費交付金に振り替える。公立大学法人においては、その金額を運営費交付金債務又は授業料債務から収益に振り替える。公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、資産見返運営費交付金に関して、償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替える。</u> (2) 取得固定資産等が<u>運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金又は当該年度に係る授業料）</u>により支出されたと合理的に特定できない場合においては、相当とする金額を<u>運営費交付金債務（公立大学法人については、運営費交付金債務又は授業料債務）</u>から収益に振り替える。（注63） <u>8 地方独立行政法人が、「第17 引当金」第2項に基づき賞与引当金見返を計上した場合には、引当金の取崩し時に当該引当金見返とそれに見合う運営費交付金債務とを相殺するものとする。（公立大学法人を除く。）</u>	り替える。	
(削除)	<u><注62> 収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係の明確化について</u> <u>「収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にする」とは、理事長が事業年度開始時点において、収益化単位の業務及び管理部門の活動に対応する運営費交付金の配分額を示すことをいう。</u> <u>理事長が収益化単位の業務に対応する運営費交付金の配分額を示すに当たっては、業務費のうち、収益化単位の業務に横断的、共通的に発生する費用（人件費や修繕費等）については、原則として一定の基準を用いて各</u>	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	<u>収益化単位の業務に配分する必要がある。</u>		
<注58>運営費交付金等の会計処理について 1 運営費交付金は<u>公立大学法人</u>に対して地方公共団体から負託された業務の財源であり、運営費交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。また、授業料は、学生から負託された教育の経済資源であり、一定の負債性が認められることから、会計処理上運営費交付金と同様の取扱いをする。 (削除) 2 運営費交付金<u>及び授業料</u>の収益化については、公立大学法人における教育・研究という業務の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが期間的に対	<注63> <u>運営費交付金（公立大学法人については、運営費交付金等）</u>の会計処理について 1 運営費交付金は<u>地方独立行政法人</u>に対して地方公共団体から負託された業務の財源であり、運営費交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、<u>公立大学法人以外の地方独立行政法人については、業務達成基準により収益化を行うことを原則とし、公立大学法人については、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。また、公立大学法人については、</u>授業料は、学生から負託された教育の経済資源であり、一定の負債性が認められることから、会計処理上運営費交付金と同様の取扱いをする。 <u>2 公立大学法人以外の地方独立行政法人における業務達成基準による収益化は、具体的には以下により行うものとする。</u> <u>(1) 収益化単位の業務ごとに、年度末時点の業務の進行状況を測定し、目的が達成された（完了した）収益化単位の業務については運営費交付金配分額を収益化する。</u> <u>(2) 年度末時点において未了の収益化単位の業務については、運営費交付金配分額を収益化単位の業務の進行状況に応じて収益化させる。</u> <u>(3) 地方独立行政法人は、収益化単位の業務の進行状況を客観的に測定するため、客観的、定量的な指標を設定する必要がある。</u> 3 <u>公立大学法人における</u>運営費交付金の収益化については、公立大学法人における教育・研究という業務の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金及び授業料財源とが期	<注60>運営費交付金等の会計処理について 1 運営費交付金は国立大学法人等に対して国から負託された業務の財源であり、運営費交付金の交付をもって直ちに収益と認識することは適当ではない。したがって、交付された運営費交付金は相当額を運営費交付金債務として負債に計上し、業務の進行に応じて収益化を行うものとする。授業料については、学生から負託された教育の経済資源であり、一定の負債性が認められることから、会計処理上運営費交付金と同様の取扱いをする。 2 運営費交付金及び授業料の収益化については、具体的には以下の考え方によるものとする。 (1) 国立大学法人等における教育研究という業務の実施に関しては、一般に進行度の客観的な測定が困難であるため、中期計画等において、業務の実施と運営費	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金及び授業料債務を収益化することを原則とする。 なお、運営費交付金については、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や、財源措置上、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。また、特定の支出のために運営費交付金が措置されている場合には、当該支出額を限度として収益化することができる。 (削除) (削除)	間的に対応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金及び授業料債務を収益化することを原則とする。 なお、運営費交付金については、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、一定の業務等との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や、財源措置上、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。また、特定の支出のために運営費交付金が措置されている場合には、当該支出額を限度として収益化することができる。 <u>4 管理部門の活動は運営費交付金財源と期間的に対応していると考えられる。そのため、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、管理部門の活動に限り、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金債務を収益化することを認める。</u> <u>5 例えば、期中に震災対応のための突発的な業務が複数発生し、当該業務の予算、期間等を見積もることができないなど、業務と運営費交付金との対応関係が示されない場合に限り、運営費交付金債務は、支出額を限度として収益化することを認める。</u> <u>別途使途が特定されない運営費交付金に基づく収益以外の収益がある場合には、運営費交付金債務残高と当該収益とで財源を按分して支出されたものとみなす等の適切な処理を行い、運営費交付金の収益化を行うものとする。</u> <u>なお、当該収益化の考え方を採用した理由を、＜注54＞「重要な会計方針等の開示について」第2項(1)「運</u>	交付金及び授業料財源とが期間的に対応しているものとして、一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金及び授業料債務を収益化することを原則とする。 なお、運営費交付金については、中期計画等において、一定の業務等との対応関係が明らかにされている場合には、当該業務等の達成度に応じて、財源として予定されていた運営費交付金債務の収益化を進行させることができる。例えば、一定のプロジェクトの実施（未了のプロジェクトについて投入費用に対応して業務の達成度を測定する方法を含む。）や、財源措置上、交付金財源との対応関係が明らかにされている場合等がこれに該当する。また、特定の支出のために運営費交付金が措置されている場合には、当該支出額を限度として収益化することができる。	

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
<u>3</u> 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補填するために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。 <u>4</u> 中期目標等の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて運営費交付金を収益化し、なお運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。 <u>5</u> （略） <u>6</u> 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金又は運営費交付金収益に振り替えるものとする。 （削除）	<u>営費交付金収益の計上基準</u>」に注記しなければならない。 <u>6</u> 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補填するために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。 <u>7</u> 中期目標等の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。このため、中期目標の期間の最後の事業年度（<u>申請等関係事務処理法人は毎事業年度</u>）においては、当該事業年度の業務の進行に応じて運営費交付金を収益化し、なお、<u>運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。</u> <u>8</u> （略） <u>9</u> <u>長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その金額を運営費交付金債務から建設仮勘定見返運営費交付金に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返運営費交付金を本来の科目（資本剰余金又は資産見返運営費交付金）に振り替えるものとする。公立大学法人においては、長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金又は運営費交付金収益に振り替えるものとする。</u> <u>10</u> <u>資産見返運営費交付金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。（公立大学法人を除く。）</u>	(2) 運営費交付金が既に実施された業務の財源を補てんするために交付されたことが明らかといえる場合においては、交付時において収益計上するものとする。 3 中期目標等の期間の終了時点においては、期間中に交付された運営費交付金を精算するものとする。 このため、中期目標の期間の最後の事業年度においては、当該事業年度の業務の進行に応じて運営費交付金を収益化し、なお、運営費交付金債務が残る場合には、当該残額は、別途、精算のための収益化を行うものとする。 4 （略） 5 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額が運営費交付金により支出されたと合理的に特定できる場合には、その金額を運営費交付金債務から資本剰余金又は運営費交付金収益に振り替えるものとする。	
<注 <u>59</u> > 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計	<注 <u>64</u> > 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計	<注61> 施設費を財源に固定資産を取得した場合の会計	（同左）

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
処理について 1・2 （略） 3 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときには、その金額を預り施設費から振り替えず、現実に引渡しを受けたときに当該前払金又は部分払金の合計額を資本剰余金に振り替えるものとする。	処理について 1・2 （略） 3 <u>長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その金額を預り施設費から建設仮勘定見返施設費に振り替え、現実に引渡しを受けたときに建設仮勘定見返施設費を資本剰余金に振り替えるものとする。公立大学法人においては、</u> 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときには、その金額を預り施設費から振り替えず、現実に引渡しを受けたときに当該前払金又は部分払金の合計額を資本剰余金に振り替えるものとする。	処理について 1・2 （略） 3 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときには、その金額を預り施設費から振り替えず、現実に引渡しを受けたときに当該前払金又は部分払金の合計額を資本剰余金に振り替えるものとする。	
第74 補助金等の会計処理 1～3 （略） 4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。（注60） (1) （略） (2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。）であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から長期繰延補助金等に振り替える。長期繰延補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、補助金等収益に振り替える。	第81 補助金等の会計処理 1～3 （略） 4 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。（注65） (1) （略） (2) 当該資産が償却資産若しくは重要性が認められる棚卸資産（通常の業務活動の過程において販売するために保有するものを除く。 <u>以下この項において同じ。</u> ）であるとき <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から資産見返補助金等に振り替える。資産見返補助金等は、償却資産の場合は毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を、棚卸資産の場合は消費した際に、当該消費した相当額を、それぞれ取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。公立大学法人においては、</u> 取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から長期繰延	第74 補助金等の会計処理 1・2 （略） 3 補助金等を財源の全部又は一部として固定資産等を取得したときは、次のように処理するものとする。（注62） (1) （略） (2) 当該資産が償却資であるときは、取得に充てられた補助金等の金額を預り補助金等から長期繰延補助金等に振り替える。長期繰延補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、補助金等収益として収益に振り替える。	（同左）

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
＜注60＞ 補助金等の会計処理について 1 （略） 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り補助金等から長期繰延補助金等に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、補助金等収益に振り替える。 （削除）	補助金等に振り替える。長期繰延補助金等は、毎事業年度、当該資産の減価償却額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算定した額を取り崩して、補助金等収益に振り替える。 ＜注65＞ 補助金等の会計処理について 1 （略） 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うとき、<u>公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その金額を預り補助金等から建設仮勘定見返補助金等に振り替え、現実引渡しを受けたときに建設仮勘定見返補助金等を本来の科目（資本剰余金又は資産見返補助金等）に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返補助金等戻入として収益に振り替える。公立大学法人においては、その金額を預り補助金等から長期繰延補助金等に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、補助金等収益に振り替える。</u> <u>3 資産見返補助金等を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合には、これを全額収益に振り替えるものとする。</u>	＜注62＞ 補助金等の会計処理について 1 （略） 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、その金額を預り補助金等から長期繰延補助金等に振り替えるものとする。また、当該固定資産が償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、補助金等収益に振り替える。	
第75 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理 1 （略） 2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、<u>公立大学法人</u>が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画又は年度計画で明らかにされていなければならない。（注61） 3 （略）	第82 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理 1 （略） 2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、<u>地方独立行政法人</u>が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画<u>等</u>又は年度計画で明らかにされていなければならない。（注66） 3 （略）	第75 事後に財源措置が行われる特定の費用に係る会計処理 1 （略） 2 後年度において財源措置することとされている特定の費用は、国立大学法人等が負担した特定の費用について、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、例えば中期計画等で明らかにされていなければならない。（注63） 3 （略）	（同左）

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
第76 寄附金の会計処理 1 (略) 2 前項の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。 (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を寄附金債務から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき又は当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から寄附金収益に振り替える。(注63) 3 (略) <注62>寄附金の負債計上について 公立大学法人においては、その性格上、様々な趣旨の寄附金を受けることが想定される。寄附金は、寄附者が公立大学法人の業務の実施を財産的に支援する目的で出えんするものであるが、寄附者があらかじめその用途を特定したり、あるいは公立大学法人の側で用途を示して計画的に管理支出することが想定され、公立大学法人が通常はこれを何らかの特定の事業のための支出に計画的に充てなければならないという責務を負っているものと考えられる。このため、受領した寄附金の会計的な性格として、あらかじめ用途が特定されて管理されている寄附金に関しては、その未使用額と同額の負債の存在を認め、受領した期の終了後も引き続き公立大学法人に留保することとしている。これは、中期計画期間の終	第83 寄附金の会計処理 1 (略) 2 前項の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。 (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画等の想定範囲内であるときに限り、その金額を寄附金債務から資本剰余金に振り替える。 (2) 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、当該資産が非償却資産であって、上記(1)に該当しないとき及び当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から別の負債項目である資産見返寄附金に振り替える。償却資産の場合は毎事業年度、減価償却相当額を取り崩して、資産見返寄附金戻入として収益に振り替える。公立大学法人においては、その金額を寄附金債務から寄附金収益に振り替える。(注68) 3 (略) <注67>寄附金の負債計上について 地方独立行政法人においては、その性格上、様々な趣旨の寄附金を受けることが想定される。寄附金は、寄附者が地方独立行政法人の業務の実施を財産的に支援する目的で出えんするものであるが、寄附者があらかじめその用途を特定したり、あるいは地方独立行政法人の側で用途を示して計画的に管理支出することが想定され、地方独立行政法人が通常はこれを何らかの特定の事業のための支出に計画的に充てなければならないという責務を負っているものと考えられる。このため、受領した寄附金の会計的な性格として、あらかじめ用途が特定されて管理されている寄附金に関しては、その未使用額と同額の負債の存在を認め、受領した期の終了後も引き続き地方独立行政法人に留保することとしている。これ	第76 寄附金の会計処理 1 (略) 2 1(2)の寄附金によって固定資産を取得した場合は、次のように処理するものとする。 (1) 当該資産が非償却資産であって、その取得が中期計画の想定範囲内であるときに限り、その金額を寄附金債務から資本剰余金に振り替える。 (2) 当該資産が非償却資産であって、(1)に該当しないとき又は当該資産が償却資産であるときは、その金額を寄附金債務から寄附金収益に振り替える。(注65) 3・4 (略) <注64>寄附金の負債計上について 国立大学法人等においては、その性格上、様々な趣旨の寄附金を受けることが想定される。寄附金は、寄附者が国立大学法人等の業務の実施を財産的に支援する目的で出えんするものであるが、寄附者があらかじめその用途を特定したり、あるいは国立大学法人等の側で用途を示して計画的に管理支出することが想定され、国立大学法人等が通常はこれを何らかの特定の事業のための支出に計画的に充てなければならないという責務を負っているものと考えられる。このため、受領した寄附金の会計的な性格として、あらかじめ用途が特定されて管理されている寄附金に関しては、その未使用額と同額の負債の存在を認め、受領した期の終了後も引き続き国立大学法人等に留保することとしている。これは、中期計	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
了時においても同様であり、運営費交付金とは異なり、精算のための収益化は不要である。 <注63> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について 1 <u>公立大学法人</u>が使途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画の想定範囲内である場合には、<u>公立大学法人</u>の会計上の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。 (削除) <u>2</u> 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額を寄附金債務から資本剰余金（中期計画の想定範囲内である非償却資産に係る寄附金を財源とした支出の場合）又は寄附金収益（前記以外の支出の場合）に振り替えるものとする。	は、中期計画<u>等</u>期間の終了時においても同様であり、運営費交付金とは異なり、精算のための収益化は不要である。 <注68> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について 1 <u>地方独立行政法人</u>が使途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画<u>等</u>の想定範囲内である場合には、<u>地方独立行政法人</u>の会計上の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。 <u>2</u> <u>公立大学法人以外の地方独立行政法人については、資産見返寄附金を計上している固定資産を売却、交換又は除却した場合は、これを全額収益に振り替えるものとする。</u> <u>3</u> <u>公立大学法人については、</u>長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額を寄附金債務から資本剰余金（中期計画の想定範囲内である非償却資産に係る寄附金を財源とした支出の場合）又は寄附金収益（前記以外の支出の場合）に振り替えるものとする。	画期間の終了時においても同様であり、運営費交付金とは異なり、精算のための収益化は不要である。 2 （略） <注65> 寄附金を財源として固定資産を取得した場合の会計処理について 1 国立大学法人等が使途を特定した寄附金によって非償却資産を取得した場合においては、これが中期計画の想定範囲内である場合には、国立大学法人等の財産的基礎を構成するものと考えられることから、資本剰余金に振り替えるものとする。 2 長期の契約により固定資産を取得する場合であって、当該契約に基づき前払金又は部分払金を支払うときは、当該支出額を寄附金債務から資本剰余金（中期計画の想定範囲内である非償却資産に係る寄附金を財源とした支出の場合）又は寄附金収益（前記以外の支出の場合）に振り替えるものとする。	
第<u>77</u> <u>教育研究等のサービス等の提供</u>による収益の会計処理 1 顧客との契約から生じた取引については、約束した<u>教育研究等の</u>サービス等の顧客への移転を当該サービス等と交換に<u>公立大学法人</u>が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することを原則とする。顧客とは、対価と交換に<u>公立大学法人</u>の通常の業務活動により生じたアウトプットである<u>教育研究等の</u>サービス等を得るために当該<u>公立大学法人</u>と契約した当事者をいい、<u>公立大学法人</u>に対して対価を支払い、<u>教育</u>	第<u>84</u> <u>サービスの提供等</u>による収益の会計処理 1 顧客との契約から生じた取引については、約束したサービス等の顧客への移転を当該サービス等と交換に<u>地方独立行政法人</u>が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することを原則とする。顧客とは、対価と交換に<u>地方独立行政法人</u>の通常の業務活動により生じたアウトプットであるサービス等を得るために当該<u>地方独立行政法人</u>と契約した当事者をいい、<u>地方独立行政法人</u>に対して対価を支払い、サービス等を直接	第77 教育研究等のサービス等の提供による収益の会計処理 1 顧客との契約から生じた取引については、約束した教育研究等のサービス等の顧客への移転を当該サービス等と交換に国立大学法人等が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することを原則とする。顧客とは、対価と交換に国立大学法人等の通常の業務活動により生じたアウトプットである教育研究等のサービス等を得るために当該国立大学法人等と契約した当事者をいい、国立大学法人等に対して対価	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
<u>研究等</u>のサービス等を直接的に受益する者が該当する。 また、契約とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。(注<u>64</u>) 2 前項による収益を認識するために、次の(1)から(5)までのステップを適用する。 (1)～(5) (略) <注<u>64</u>> <u>教育研究等のサービス等の提供</u>による収益の会計処理について 1 履行義務とは、顧客との契約において、次の(1)又は(2)のいずれかを顧客に移転する約束をいう。 (1) 別個の<u>教育研究等</u>のサービス等(又は別個の<u>教育研究等</u>のサービス等の束) (2) 一連の別個の<u>教育研究等</u>のサービス等(特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数の<u>教育研究等</u>のサービス等) 2 取引価格とは、<u>教育研究等</u>のサービス等の顧客への移転と交換に<u>公立大学法人</u>が権利を得ると見込む対価の額をいう。 3・4 (略) 5 <u>公立大学法人</u>に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、<u>公立大学法人</u>の<u>教育研究等のサービス等の提供</u>の対価に該当するものであるので、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。	的に受益する者が該当する。また、契約とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。(注<u>69</u>) 2 前項<u>1</u>による収益を認識するために、次の(1)から(5)までのステップを適用する。 (1)～(5) (略) <注<u>69</u>> <u>サービスの提供等</u>による収益の会計処理について 1 履行義務とは、顧客との契約において、次の(1)又は(2)のいずれかを顧客に移転する約束をいう。 (1) 別個のサービス等(又は別個のサービス等の束) (2) 一連の別個のサービス等(特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数のサービス等) 2 取引価格とは、サービス等の顧客への移転と交換に<u>地方独立行政法人</u>が権利を得ると見込む対価の額をいう。 3・4 (略) 5 <u>地方独立行政法人</u>に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、<u>地方独立行政法人</u>の<u>サービスの提供等</u>の対価に該当するものであるので、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。<u>ただし、公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。</u>	を支払い、教育研究等のサービス等を直接的に受益する者が該当する。また、契約とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。(注66) 2 上記による収益を認識するために、次の(1)から(5)までのステップを適用する。 (1)～(5) (略) <注66> 教育研究等のサービス等の提供による収益の会計処理について 1 履行義務とは、顧客との契約において、次の(1)又は(2)のいずれかを顧客に移転する約束をいう。 (1) 別個の教育研究等のサービス等(又は別個の教育研究等のサービス等の束) (2) 一連の別個の教育研究等のサービス等(特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数の教育研究等のサービス等) 2 取引価格とは、教育研究等のサービス等の顧客への移転と交換に国立大学法人等が権利を得ると見込む対価の額をいう。 3・4 (略) 5 国立大学法人等に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、国立大学法人等の教育研究等のサービス等の提供の対価に該当するものであるので、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。む対価の額をいう。	
(削除)	<u>第85 申請等関係事務に関する手数料の会計処理</u> <u>申請等関係事務処理法人が申請等関係事務(法第21条第5号に規定する申請等関係事務をいう。以下同じ。)に関する手数料を徴収したときは、次のように処理する</u>	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
	<u>ものとする。</u> <u>(1) 徴収した額を預り手数料として整理するものとする。なお、預り手数料は、流動負債に属するものとする。</u> <u>(2) 預り手数料は、これを歳入とする設立団体又は関係市町村に納付したときに減少させる。</u> <u>(3) 法第87条の6第2項の規定に基づき、徴収した手数料を申請等関係事務処理法人の収入とする場合、これを経常収益として計上する。</u>		
(削除)	<u>第86 政策的経費の会計処理</u> <u>申請等関係事務処理法人は、設立団体等から児童手当の財源等を受領したときは、流動負債の預り手当財源等に計上する。</u>	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第78 特定の資産に係る費用相当額の会計処理 1 <u>公立大学法人</u> が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注65) 2 <u>公立大学法人</u> が取得した有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産 <u>(法の権利義務承継の根拠規定に基づく資産をいう。以下同じ。)</u> のうち、その費用相当額に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の費用相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注65)	第87 特定の資産に係る費用相当額の会計処理 1 <u>公立大学法人</u> が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとする。(注70) 2 <u>地方独立行政法人</u> が取得した有形固定資産及び無形固定資産を除く承継資産のうち、その費用相当額に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の費用相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。(注70)	第78 特定の資産に係る費用相当額の会計処理 国立大学法人等が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとする。	(同左)
第80 賞与引当金に係る会計処理 (削除)	第89 賞与引当金に係る会計処理 <u>1 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画等又は年度計画で明らかにされている場合には、「第17 引当金」第2項に基づき賞与引当金見返を計上するとともに、賞与引当金見返</u>	第82 賞与引当金に係る会計処理	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
<u>1</u> 賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第17 引当金」により賞与引当金を計上する。 <u>2</u> 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画又は年度計画で明らかにされている場合には、賞与引当金を計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない賞与引当相当額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当金を計上しないこととされた賞与引当増加相当額を損益計算書の注記において表示する。	<u>に係る収益を計上するものとする。</u> <u>2 公立大学法人においては、</u>賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第17 引当金」により賞与引当金を計上する。 <u>3 公立大学法人においては、</u>賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画又は年度計画で明らかにされている場合には、賞与引当金を計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない賞与引当相当額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当金を計上しないこととされた賞与引当増加相当額を損益計算書の注記において表示する。	1 賞与のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第17 引当金」により賞与引当金を計上する。 2 賞与に充てるべき財源措置が翌期以降の運営費交付金により行われることが、中期計画又等で明らかにされている場合には、賞与引当金を計上しない。なお、この場合において、当期の運営費交付金により財源措置が手当されない賞与引当相当額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当金を計上しないこととされた賞与引当増加相当額を損益計算書の注記において表示する。	
第<u>81</u> 退職給付に係る会計処理 (削除) <u>1</u> 退職給付債務のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第<u>34</u> 退職給付引当金の計上方法」により退職給付引当金を計上する。 <u>2</u> 退職一時金（役員及び教職員の退職時に支払われる退職手当をいう。）について、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画又は年度計画で明らかにされている場合には、退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は運営費交	第<u>90</u> 退職給付に係る会計処理 <u>1 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、退職一時金（役員及び職員の退職時に支払われる退職手当をいう。）について、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等及び年度計画で明らかにされている場合には「第17 引当金」第2項に基づき退職給付引当金見返を計上するとともに、退職給付引当金見返に係る収益を計上するものとする。</u> <u>2 公立大学法人においては、</u>退職給付債務のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第<u>36</u> 退職給付引当金の計上方法」により退職給付引当金を計上する。 <u>3 公立大学法人においては、</u>退職一時金（役員及び教職員の退職時に支払われる退職手当をいう。）について、退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画又は年度計画で明らかにされている場合には、退職給付引当金は計上しな	第83 退職給付に係る会計処理 1 退職給付債務のうち、運営費交付金に基づく収益以外の収益によってその支払財源が手当されることが予定されている部分については、「第34 退職給付引当金の計上方法」により退職給付引当金を計上する。 2 退職給付債務について、次の要件に該当する場合には退職給付引当金は計上しない。なお、その場合は次の要件に合致しない場合に計上したであろう退職給付引当金の見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当金を計上しないこととされた退職給付債務に	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当金を計上しないこととされた退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は損益計算書の注記において表示する。 <u>3</u> （略） <u>4</u> <u>第2項</u>の見積額の計算に当たっては、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。	い。なお、その場合は運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額を貸借対照表の注記において表示するとともに、引当金を計上しないこととされた退職給付債務に係る毎事業年度の増加額は損益計算書の注記において表示する。 <u>4</u> （略） <u>5</u> <u>第1項及び第3項</u>の見積額の計算に当たっては、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。	係る毎事業年度の増加額は損益計算書の注記において表示する。 (1) 退職一時金（役員及び教職員の退職時に支払われる退職手当をいう。）については、退職一時金に充てべき財源措置が運営費交付金により行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合 (2) 年金債務のうち確定給付企業年金等に係る債務については、確定給付企業年金等に係る掛金に充てべき財源措置が運営費交付金によって行われること、及び確定給付企業年金等に係る積立金に積立不足がある場合には、当該積立不足額とその解消のために必要となる財源措置が運営費交付金によって行われることが、例えば中期計画等で明らかにされている場合 3 （略） 4 第2項の見積額の計算に当たっては、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。	
<注<u>67</u>> 特定の除去費用等の会計処理について 1～3 （略） （削除）	<注<u>72</u>> 特定の除去費用等の会計処理について 1～3 （略） <u>4 前項の場合には、当該資産除去の実行時までに計上した減価償却相当累計額及び利息費用相当累計額を、地方独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に関連して、その他行政コストが減少する取引として認識することとする。（公立大学法人を除く。）</u>	<注71> 特定の除去費用等の会計処理について 1～3 （略）	（同左）
第<u>86</u> 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分 <u>公立大学法人</u>の中期目標の期間の最後の事業年度においては、当期末処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標等期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。（注<u>68</u>）	第<u>95</u> 中期目標の期間の最後の事業年度 <u>（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）</u>の利益処分 <u>地方独立行政法人</u>の中期目標の期間の最後の事業年度 <u>（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）</u>においては、当期末処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標等期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。（注	第88 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分 国立大学法人等の中期目標の期間の最後の事業年度においては、当期末処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び国立大学法人法の規定に基づく前中期目標期間繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。（注72）	（同左）

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
<注68> 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分について 1 <u>公立大学法人</u>制度においては、中期目標等による運営・評価のシステムが導入されており、運営費交付金のルール設定等財務関係においても一の中期目標等及びそれに基づく中期計画の期間を一つの区切りとしているところである。そのような<u>公立大学法人</u>においては、運営費交付金等をこの中期目標等の期間の終了時に精算するという考え方に立っていることから、最終年度に損益計算上の利益が生じた場合であっても法第40条第3項の処理は行わないほか、目的積立金や前中期目標等期間繰越積立金が使用されずに残っていた場合は、中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分時において、積立金に振り替えることを要するものである。 2 法第40条第4項に基づいて積立金を次の中期目標等の期間に繰り越すこととされている<u>公立大学法人</u>においては、利益の処分又は損失の処理に関する書類のほか、設立団体納付金の計算書の作成を要する。当該計算書においては、中期目標の期間の最後の事業年度に係る利益処分を行った後の積立金の総額並びにその処分先である設立団体納付金の額及び前中期目標期間等繰越積立金として次の中期目標等の期間に繰り越される金額を記載するものとする。	<u>73</u>) <注73> 中期目標の期間の最後の事業年度 <u>(申請等関係事務処理法人は毎事業年度)</u> の利益処分について 1 <u>地方独立行政法人</u>制度においては、中期目標等による運営・評価のシステムが導入されており、運営費交付金のルール設定等財務関係においても一の中期目標等及びそれに基づく中期計画<u>等</u>の期間を一つの区切りとしているところである。そのような<u>地方独立行政法人</u>においては、運営費交付金等をこの中期目標等の期間の終了時に精算するという考え方に立っていることから、最終年度に損益計算上の利益が生じた場合であっても法第40条第3項の処理は行わないほか、目的積立金や前中期目標等期間繰越積立金が使用されずに残っていた場合は、中期目標の期間の最後の事業年度 <u>(申請等関係事務処理法人は毎事業年度)</u> の利益処分時において、積立金に振り替えることを要するものである。 2 法第40条第4項に基づいて積立金を次の中期目標等の期間に繰り越すこととされている<u>地方独立行政法人</u>においては、利益の処分又は損失の処理に関する書類のほか、設立団体<u>等</u>納付金の計算書の作成を要する。当該計算書においては、中期目標の期間の最後の事業年度 <u>(申請等関係事務処理法人は毎事業年度)</u> に係る利益処分を行った後の積立金の総額並びにその処分先である設立団体<u>等</u>納付金の額及び前中期目標期間等繰越積立金として次の中期目標等の期間に繰り越される金額を記載するものとする。	<注72> 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分について 1 国立大学法人制度においては、中期目標による運営・評価のシステムが導入されており、運営費交付金のルール設定等財務関係においても一の中期目標及びそれに基づく中期計画の期間を一つの区切りとしているところである。 国立大学法人等においては、運営費交付金等をこの中期目標の期間の終了時に精算するという考え方にたっていることから、最終年度に損益計算上の利益が生じた場合であっても準用通則法第44条第3項の処理は行わないほか、目的積立金や前中期目標期間繰越積立金が使用されずに残っていた場合は、中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分時において、積立金に振り替えることを要するものである。 2 国立大学法人法においては、積立金を次の中期目標の期間に繰り越す旨の規定が設けられているが、利益の処分又は損失の処理に関する書類のほか、国庫納付金の計算書の作成を要する。当該計算書においては、中期目標の期間の最後の事業年度に係る利益処分を行った後の積立金の総額並びにその処分先である国庫納付金の額及び前中期目標期間繰越積立金として次の中期目標の期間に繰り越される金額を記載するものとする。	
<注71> <u>出資等に係る不要財産の譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引に係る費用</u>について (削除)	<注76> <u>行政コスト等</u>について <u>1 公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、地方独立行政法人が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長</u>	<注75> 政府から出資された土地の譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引にかかる費用について	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
<u>公立大学法人</u>が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、資本剰余金を減額したコスト等として損益計算書の注記に含めて表示しなければならない。	<u>が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用については、その他行政コストに属するものとし、行政コスト計算書において、除売却差額相当額の科目に表示しなければならない。</u> <u>2 公立大学法人においては、地方独立行政法人</u>が法第42条の2の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引のうち設立団体の長が必要なものとして指定した譲渡取引により生じた譲渡差額及び設立団体の長が指定した譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の出資等団体への納付に要した費用のうち設立団体の長が出資等団体への納付額から控除を認める費用について、資本剰余金を減額したコスト等として損益計算書の注記に含めて表示しなければならない。	国立大学法人等が、準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地の譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合には、譲渡取引により生じた譲渡差額及び譲渡取引にかかる費用については、資本剰余金を減額したコスト等として損益計算書の注記に含めて表示しなければならない。	
第12節 区分経理の会計処理 第90 <u>設立団体が二以上である公立大学法人</u>における区分経理に係る会計処理の原則 1 <u>法第123条第2項に基づく設立団体の協議により、法第34条及び第35条第1項に規定する設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立団体が二以上である公立大学法人</u>にあつては、設立団体ごとの財務諸表（以下「勘定別財務諸表」という。）と<u>公立大学法人</u>全体の財務諸表（以下「法人単位財務諸表」という。）を作成しなければならない。この場合、<u>公立大学法人</u>の業績評価に当たっては、法人単位財務諸表を基本とする。 2 同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会	第13節 区分経理の会計処理 第99 <u>申請等関係事務処理法人</u>における区分経理に係る会計処理の原則 1 <u>法第87条の12第1項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人</u>にあつては、設立団体<u>申請等関係事務処理業務及び関係市町村申請等関係事務処理業務（関係市町村が2以上ある場合には、各関係市町村申請等関係事務処理業務）</u>ごとの財務諸表（以下「勘定別財務諸表」という。）と<u>申請等関係事務処理法人</u>全体の財務諸表（以下「法人単位財務諸表」という。）を作成しなければならない。この場合、<u>申請等関係事務処理法人</u>の業績評価に当たっては、法人単位財務諸表を基本とする。 2 同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会	（対応箇所なし）	（対応箇所なし）

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
計処理の原則及び手続は、原則として <u>公立大学法人</u> 単位で統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続を通用することは認められない。	計処理の原則及び手続は、原則として <u>申請等関係事務処理法人</u> 単位で統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続を通用することは認められない。		
第<u>91</u> 法人単位財務諸表の体系及び様式 1 法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。（注<u>72</u>） （1）（略） （<u>削除</u>） （<u>2</u>）～（<u>5</u>）（略） 2 （略） ＜注<u>72</u>＞法人単位財務諸表の体系について 勘定ごとに区分して経理すること<u>とした設立団体が二以上である公立大学法人</u>においては、勘定ごとに利益の処分又は損失の処理を行う<u>ことが想定され</u>、法人単位損益計算書に表示される当期総利益を基にした利益の処分又は損失の処理は<u>必ずしも</u>予定されていない。このため、法人単位財務諸表には、利益の処分又は損失の処理に関する書類は含めないものとする。	第<u>100</u> 法人単位財務諸表の体系及び様式 1 法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。（注<u>77</u>） （1）（略） （<u>2</u>）<u>法人単位行政コスト計算書（公立大学法人を除く。）</u> （<u>3</u>）～（<u>6</u>）（略） 2 （略） ＜注<u>77</u>＞法人単位財務諸表の体系について 勘定ごとに区分して経理すること<u>が要請されている申請等関係事務処理法人</u>においては、勘定ごとに利益の処分又は損失の処理を行う<u>必要があり</u>、法人単位損益計算書に表示される当期総利益を基にした利益の処分又は損失の処理は予定されていない。このため、法人単位財務諸表には、利益の処分又は損失の処理に関する書類は含めないものとする。	（対応箇所なし）	（対応箇所なし）
第<u>92</u> 法人単位財務諸表作成の基準 法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。 （1）法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、<u>公立大学法人</u>としての資産、負債及び純資産の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。（注<u>73</u>） （2）（略） （3）法人単位キャッシュ・フロー計算書においては、勘定相互間のキャッシュ・フローは相殺消去し、<u>公立</u>	第<u>101</u> 法人単位財務諸表作成の基準 法人単位財務諸表は、全ての勘定別財務諸表を合算するほか、次により作成しなければならない。 （1）法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、<u>申請等関係事務処理法人</u>としての資産、負債及び純資産の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。（注<u>78</u>） （2）（略） （3）法人単位キャッシュ・フロー計算書においては、勘定相互間のキャッシュ・フローは相殺消去し、<u>申請</u>	（対応箇所なし）	（対応箇所なし）

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
<u>大学法人</u>としてのキャッシュ・フローの額を示さなければならない。 <注73> 法人単位純資産変動計算書における勘定相互間の取引の相殺消去について (削除) 法人単位純資産変動計算書における利益剰余金（又は繰越欠損金）については、勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去して算定された法人単位損益計算書における利益を含む当期変動額の純額が表示されることとなる。	<u>等関係事務処理法人</u>としてのキャッシュ・フローの額を示さなければならない。 <注78> <u>法人単位行政コスト計算書（公立大学法人を除く。）及び</u>法人単位純資産変動計算書における勘定相互間の取引の相殺消去について <u>1 法人単位行政コスト計算書における損益計算書上の費用について、勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去して算定された法人単位損益計算書における費用が表示されることとなる。</u> <u>2</u> 法人単位純資産変動計算書における利益剰余金（又は繰越欠損金）については、勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去して算定された法人単位損益計算書における利益を含む当期変動額の純額が表示されることとなる。		
<注74> 共通経費の配賦基準について 1 共通経費の配賦基準は、設立団体の規則で定められる必要がある。 2 各勘定に直接賦課することが困難な共通経費には、総務部門、経理部門等<u>公立大学法人</u>全体の業務を所掌している部門の経費のほか、これらの部門に関連して生じた雑益、法人全体として課税される消費税等が含まれる。 3 共通経費の具体的な配賦基準としては、例えば、次のような基準が考えられる。 (1) 共通部門の給与費について、各勘定に属する<u>教職員</u>に支給する給与総額の割合により配賦する方法 (2)・(3) (略)	<注79> 共通経費の配賦基準について 1 共通経費の配賦基準は、設立団体の規則<u>及び関係市町村の規則</u>で定められる必要がある。 2 各勘定に直接賦課することが困難な共通経費には、総務部門、経理部門等<u>申請等関係事務処理法人</u>全体の業務を所掌している部門の経費のほか、これらの部門に関連して生じた雑益、法人全体として課税される消費税等が含まれる。 3 共通経費の具体的な配賦基準としては、例えば、次のような基準が考えられる。 (1) 共通部門の給与費について、各勘定に属する<u>職員</u>に支給する給与総額の割合により配賦する方法 (2)・(3) (略)	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第94 財務諸表の開示方法等 1 勘定ごとに区分して経理すること<u>とした設立団体が二以上である公立大学法人</u>においては、法人単位財務諸表の後に勘定別財務諸表を作成し、これらを一体のもの	第103 財務諸表の開示方法等 1 勘定ごとに区分して経理すること<u>が要請される申請等関係事務処理法人</u>においては、法人単位財務諸表の後に勘定別財務諸表を作成し、これらを一体のものとして	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
として開示しなければならない。 2 (略) 3 <u>公立大学法人</u>の事業内容等の実態から複数の勘定単位で経理される業務を一括してセグメント情報として開示する必要がある場合には、勘定区分にかかわらずセグメント情報を作成するものとする。この場合には、当該セグメント情報は、法人単位財務諸表に添付するものとする。 4 法人単位財務諸表には、「第70 附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注75) (1) (略) (2) 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のそれぞれについて、勘定ごとの金額を表示する欄、勘定相互間の取引を相殺消去するための調整欄及び法人単位の額を示す欄を設け、法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類 (3)～(5) (略)	開示しなければならない。 2 (略) 3 <u>申請等関係事務処理法人</u>の事業内容等の実態から複数の勘定単位で経理される業務を一括してセグメント情報として開示する必要がある場合には、勘定区分にかかわらずセグメント情報を作成するものとする。この場合には、当該セグメント情報は、法人単位財務諸表に添付するものとする。 4 法人単位財務諸表には、「第77 附属明細書」に定めるもののほか、次の事項を明らかにした法人単位附属明細書を添付しなければならない。(注80) (1) (略) (2) 貸借対照表、<u>行政コスト計算書(公立大学法人を除く。)</u>、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のそれぞれについて、勘定ごとの金額を表示する欄、勘定相互間の取引を相殺消去するための調整欄及び法人単位の額を示す欄を設け、法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類 (3)～(5) (略)		
(削除)	<u>第104 設立団体が二以上である地方独立行政法人における区分経理の原則</u> <u>法第123条第2項に基づく設立団体の協議により、法第34条及び第35条第1項に規定する設立団体の規則を定め、設立団体ごとに区分して経理することとした設立団体が二以上である地方独立行政法人においては、第99、第100、第101、第102及び第103並びに注解77、78、79及び80に準じて会計処理並びに注記を行う。</u>	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第14節 連結財務諸表 第101 連結の範囲 1 (略) 2 特定関連会社とは、<u>公立大学法人</u>が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社であって、次	第15節 連結財務諸表 第111 連結の範囲 1 (略) 2 特定関連会社とは、<u>地方独立行政法人</u>が政策目的のため法令等で定められた業務として出資する会社であっ	第12章 連結財務諸表 第96 連結の範囲 1 (略) 2 特定関連会社とは、国立大学法人等が出資する会社であって、次のいずれかに該当する場合には、当該会社は	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
のいずれかに該当する場合には、当該会社は特定関連会社に該当するものとする。 (1) (略) (2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、次のような事実が認められる場合 ア・イ (略) ウ 役員若しくは<u>教職員</u>である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続的に占めている場合 エ (略) 3 (略)	て、次のいずれかに該当する場合には、当該会社は特定関連会社に該当するものとする。 (1) (略) (2) 会社に対する議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、次のような事実が認められる場合 ア・イ (略) ウ 役員若しくは<u>職員</u>である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続的に占めている場合 エ (略) 3 (略)	特定関連会社に該当するものとする。 (1) (略) (2) 会社に対する議決権の所有割合が100分の50以下であっても、高い比率の議決権を保有している場合であって、次のような事実が認められる場合 ア・イ (略) ウ 役員若しくは教職員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続的に占めている場合 エ (略) 3 (略)	
第103 会計処理の原則及び手続 1 (略) 2 設立団体の長による指定を受けた有価証券を発行する会社等に係る収益及び費用については、この<u>節</u>の規定に基づき算出した額は、連結損益計算上の費用及び収益には計上せず、連結貸借対照表の資本剰余金を増減することとする。 3 (略)	第113 会計処理の原則及び手続 1 (略) 2 設立団体の長による指定を受けた有価証券を発行する会社等に係る収益及び費用については、この<u>章</u>の規定に基づき算出した額は、連結損益計算上の費用及び収益には計上せず、連結貸借対照表の資本剰余金を増減することとする。 3 (略)	第98 会計処理の原則及び手続 1 (略) 2 国立大学法人法施行規則第14条の3第1項の指定を受けた有価証券を発行する会社等に係る収益及び費用については、この章の規定に基づき算出した額は、連結損益計算上の費用及び収益には計上せず、連結貸借対照表の資本剰余金を増減することとする。 3 (略)	(同左)
第105 連結貸借対照表作成の基本原則 連結貸借対照表は、<u>公立大学法人</u>及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、連結される特定関連会社 <u>(以下「連結法人」という。)</u> に対する出資とこれに対応する当該<u>連結法人</u>の資本との相殺消去その他必要とされる <u>公立大学法人</u>及び<u>連結法人</u>相互間の項目を消去して作成する。	第115 連結貸借対照表作成の基本原則 連結貸借対照表は、<u>地方独立行政法人</u>及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、連結される特定関連会社に対する出資とこれに対応する当該<u>連結される特定関連会社</u>の資本との相殺消去その他必要とされる <u>地方独立行政法人</u>及び<u>連結される特定関連会社 (以下「連結法人」という。)</u> 相互間の項目を消去して作成する。	第100 連結貸借対照表作成の基本原則 連結貸借対照表は、国立大学法人等及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価並びに連結される特定関連会社 (以下「連結法人」という。) に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる国立大学法人等及び連結法人相互間の項目を消去して作成する。	(同左)
第112 表示区分 1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。資産の部は、固定資産、流動	第122 表示区分 1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。資産の部は、固定資産、流動	第107 表示区分 1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとする。	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、固定負債及び流動負債に区分して記載するものとする。純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、<u>評価・換算差額等及び</u>非支配株主持分に区分して記載するものとする。 2 有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動資産、繰延資産、固定負債及び流動負債は、<u>一定</u>の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。（注<u>84</u>）	資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、固定負債及び流動負債に区分して記載するものとする。純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金、非支配株主持分に区分して記載するものとする。 2 有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動資産、繰延資産、固定負債及び流動負債は<u>一定</u>の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。（注<u>89</u>）	資産の部は、固定資産、流動資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、固定負債及び流動負債に区分して記載するものとする。 純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金及び非支配株主持分に区分して記載するものとする。 2 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、繰延資産、流動負債及び固定負債は、<u>一定</u>の基準に従い、その性質を示す適切な名称を付した科目に明瞭に分類して記載するものとする。（注86）	
第<u>116</u> 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、非支配株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、非支配株主損益を加減して当期<u>純利益</u>を表示するものとする。純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 （略）	第<u>126</u> 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、非支配株主<u>持分</u>損益を加減して当期<u>純損益</u>を表示するものとする。純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 （略）	第125 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 経常損益計算の区分は、法人集団の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、非支配株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、非支配株主損益を加減して当期純利益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2 （略）	（同左）
第<u>122</u> 関連公益法人等の範囲 1 （略） 2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。 （1）理事等のうち、公立大学法人の<u>役員又は教職員</u>経験	第<u>132</u> 関連公益法人等の範囲 1 （略） 2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。 （1）理事等のうち、地方独立行政法人の<u>役職員</u>経験者の	第117 関連公益法人等の範囲 1 （略） 2 次の場合には、公益法人等の財務及び事業運営の方針決定に重要な影響を与えることができないことが明らかに示されない限り、当該公益法人等は関連公益法人等に該当するものとする。 （1）理事等のうち、国立大学法人等の役員又は教職員	（同左）

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
者の占める割合が三分の一以上である公益法人等 (2)～(4) (略) 3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である会社は、<u>関連公益法人等</u>とみなすものとする。 4 <u>公立大学法人</u>が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより第2項(2)に該当し、かつ、同項の(1)、(3)及び(4)のいずれにも該当しない公益法人等について、当該助成金等が<u>公立大学法人</u>の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合には、<u>当該公益法人等は</u>、関連公益法人等に該当しないものとするができる。	占める割合が三分の一以上である公益法人等 (2)～(4) (略) 3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である会社は関連公益法人等とみなすものとする。 4 <u>地方独立行政法人</u>が交付する助成金等の収入が事業収入の三分の一を占めることにより、<u>第2項(2)に該当することとなるが</u>、同項の(1)、(3)及び(4)に該当しない公益法人等であって、当該助成金等が<u>地方独立行政法人</u>の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合は、関連公益法人等に該当しないものとするができる。	経験者の占める割合が3分の1以上である公益法人等 (2)～(4) (略) 3 関連公益法人等の特定関連会社又は関連会社である会社は、関連公益法人等とみなすものとする。 4 国立大学法人等が交付する助成金等の収入が事業収入の3分の1を占めることにより2(2)に該当し、かつ、2(1)、(3)及び(4)のいずれにも該当しない公益法人等について、当該助成金等が、当該国立大学法人等の審査に付された上で、継続的、恒常的でない形態で交付される場合には、当該公益法人等は、関連公益法人等に該当しないものとするができる。	
第123 連結財務諸表の附属明細書 <u>公立大学法人</u>は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第70 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。 (1) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要 ア 名称、業務の概要、<u>公立大学法人</u>との関係及び役員の氏名(<u>公立大学法人</u>の役員又は教職員経験者については、<u>公立大学法人</u>での最終職名を含む。) イ (略) (2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア 特定関連会社及び関連会社の当該事業年度の資産、負債、資本金及び剰余金の額並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期	第133 連結財務諸表の附属明細書 <u>地方独立行政法人</u>は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第77 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。 (1) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要 ア 名称、業務の概要、<u>地方独立行政法人</u>との関係及び役員の氏名(<u>地方独立行政法人</u>の役職員経験者については、<u>地方独立行政法人</u>での最終職名を含む。) イ (略) (2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア 特定関連会社及び関連会社の当該事業年度の<u>資産</u>、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期	第118 連結財務諸表の附属明細書 国立大学法人等は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第70 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。 (1) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の概要 ア 名称、業務の概要、国立大学法人等との関係及び役員の氏名(国立大学法人等(国立大学法人等設立に際し、権利義務を承継した国立大学等を含む。以下同じ。))の役員又は教職員経験者については、国立大学法人等での最終職名を含む。) イ (略) (2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況 ア 特定関連会社及び関連会社の当該事業年度の資産、負債、資本金及び剰余金の額並びに売上高、経常損益及び当期純損益の額	(同左)

地独法改訂後	地独法現行	国立大改訂後	国立大改訂前
未処理損失の額 イ 関連公益法人等の当該事業年度の貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高（一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等（国、特殊法人、地方公共団体及び<u>公立大学法人</u>等の補助金等）とその他の収益の金額を記載する。）並びに収支計算書に計上されている事業活動収入、事業活動支出、事業活動収支差額、投資活動収入、投資活動支出、投資活動収支差額、財務活動収入、財務活動支出、財務活動収支差額及び当期収支差額 (3)・(4) (略)	未処理損失の額 イ 関連公益法人等の当該事業年度の<u>貸借対照表</u>に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高（一般正味財産増減の部<u>指定</u>正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等（国、特殊法人、地方公共団体及び<u>地方独立行政法人</u>等の補助金等）とその他の収益の金額を記載する。）並びに収支計算書に計上されている事業活動収入、事業活動支出、事業活動収支差額、投資活動収入、投資活動支出、投資活動収支差額、財務活動収入、財務活動支出、財務活動収支差額及び当期収支差額 (3)・(4) (略)	イ 関連公益法人等の当該事業年度の貸借対照表に計上されている資産、負債及び正味財産の額、正味財産増減計算書に計上されている当期正味財産増減額、正味財産期首残高及び正味財産期末残高（一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に区分したうえ、各々収益と費用に区分し、収益には内訳で受取補助金等（国、国立大学法人等、特殊法人及び地方公共団体の補助金等）とその他の収益の金額を記載する。）並びに収支計算書に計上されている事業活動収入、事業活動支出、事業活動収支差額、投資活動収入、投資活動支出、投資活動収支差額、財務活動収入、財務活動支出、財務活動収支差額及び当期収支差額 (3)・(4) (略)	
第15節 合併に関する会計処理 第127 取得の会計処理 1 取得において、取得法人は、被取得法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金、利益剰余金及び<u>評価・換算差額等</u>）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。 2 (略)	第16節 合併に関する会計処理 第137 取得の会計処理 1 取得において、取得法人は、被取得法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金及び<u>利益剰余金</u>）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。 2 (略)	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)
第129 設立関係の継続の会計処理 1 設立関係の継続において、合併後法人は、消滅法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金、利益剰余金及び<u>評価・換算差額等</u>）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。 2 (略)	第139 設立関係の継続の会計処理 1 設立関係の継続において、合併後法人は、消滅法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金及び<u>利益剰余金</u>）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。 2 (略)	(対応箇所なし)	(対応箇所なし)

※今回の改訂に伴い、会計基準及び注解中「地方独立行政法人」とあるのを「公立大学法人」と改め、並びに会計基準及び注解の番号を繰り上げ、又は繰り下げているが、当資料においてはこれらの改正のみに係る箇所の記載を割愛している。また、国立大学法人会計基準でも改訂に伴って注解の番号を繰り上げ、又は繰り下げる改訂が行われているが、記載を割愛している。